

奥羽大学防災・業務継続計画 (BCP)

第 1 版

奥羽大学危機管理委員会

目 次

第1章 総則	
Ⅰ. 基本方針	1
Ⅱ. 業務継続計画の策定	1
Ⅲ. 災害以外の危機管理	1
Ⅳ. 用語の定義	1
第2章 災害発生時の対応体制	
Ⅰ. 平常時及び危機発生時の危機管理体制	2
Ⅱ. 時系列による危機管理	2
Ⅲ. 危機管理組織	3
Ⅳ. 災害対策本部の役割	4
Ⅴ. 災害発生時の連絡体制	6
Ⅵ. 緊急時の対応	7
Ⅶ. 災害発生時の行動基準	8
Ⅷ. 外部関係機関への対応	10
第3章 災害発生時の対応対策	
Ⅰ. 地震への備えと地震発生時の対応	12
Ⅱ. 火災への備えと火災発生時の対応	16
Ⅲ. 風水害への備えと風水害発生時の対応	19
第4章 緊急時の広報	
Ⅰ. 報道機関への対応	23
Ⅱ. 緊急時に連絡を必要とする機関	23
第5章 避難・安否確認・帰宅困難者対策	
Ⅰ. 学生、教職員の避難	24
Ⅱ. 安否確認	24
Ⅲ. 帰宅困難者の対策	25
第6章 災害以外の危機管理対策事例集	
Ⅰ. 訴訟への対応	26
Ⅱ. 情報漏えいへの対応	27
Ⅲ. 教育研究活動及び学生生活に関わる事件・事故の事例	30
事例1. 授業中の事故（薬学部実習）	30
事例2. クラブ活動中の事故	32
事例3. 暴力事件（対教授）	34
事例4. 暴力事件（学生間）	36
事例5. 教育活動妨害	38
事例6. 自殺（予告）	41
事例7. 研修旅行時の事件・事故	43
事例8. 不審者の侵入（凶器携帯）	45
事例9. 万引き	46
事例10. 下校途中の交通事故	49

事例 11. 盗難（学生の起因）	51
事例 12. 盗難（学外からの起因）	53
事例 13. 教育施設の爆破（予告）	55
事例 14. 各種スポーツ大会開催時の事件・事故	57
事例 15. 授業中の火災発生	59
事例 16. 毒物・劇物	61
事例 17. 学内での食中毒	63
事例 18. 麻疹	65

第1章 総則

I. 基本方針

災害発生時における奥羽大学（以下、「本学」という。）の防災・業務継続は、以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- 1) 学生、本学及び附属病院来訪者、教職員の身体と生命の安全を確保する。
- 2) 教育・研究環境及び附属病院の施設・設備を保全し、早期に復旧する。
- 3) 火災発生、有害物質の流出など、周辺地域への災害波及を防止する。
- 4) 地域社会の支援及び保健医療の実施により社会に貢献する。

II. 業務継続計画の策定

上記の基本方針に基づいて、本学における災害発生時及び災害発生に備えた平常時の具体的行動計画として、奥羽大学防災・業務継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定する。このBCPは従来の「奥羽大学危機管理マニュアル」を包含し、「奥羽大学消防計画」との整合に努めて策定している。

III. 災害以外の危機管理

このBCPは、本学が甚大な被害を受ける可能性の高い震度6強の地震、火災、風水害が発生した状況を想定している。それ以外の危機事象に対してこのBCPを適用する場合には、程第6章災害以外の危機管理対策事例集を参考に対応するものとする。

IV. 用語の定義

このBCPに用いる用語の定義は次による。

1) 「業務継続計画（BCP）」

大地震や火災及び風水害など不測の事態が発生しても業務を中断させない、または中断しても短期間で復旧させるための方針や体制及び手順を示した計画をいう。

2) 「危機」

大地震や火災及び風水害などで、教職員や学生の生命・身体又は大学・法人の財産・名誉もしくは大学・法人の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。

3) 「危機管理」

危機が生じた際にどのように対応すべきか、大学組織を指導し、管理する調整された活動をいう。

4) 「危機対策」

危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置及び危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。

5) 「リスク」

経済的損失や人々の被る苦痛をも含む損失、あるいは大学組織がその目標を達成することを妨げるおそれのある事象の潜在的可能性をいう。

6) 「リスクマネジメント」

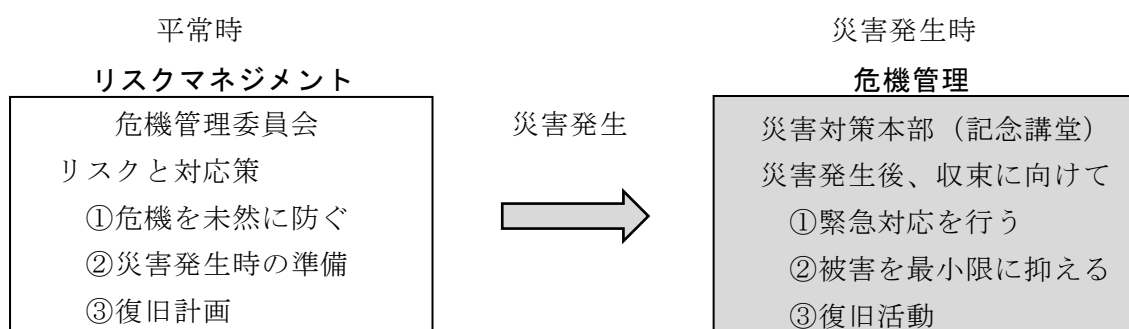
教職員及び学生あるいは大学の施設等に重大な被害が及ぶおそれがある様々な危機を未然に防止することをいう。

7) 「自然災害」

地震、風水害（暴風、豪雨、豪雪等）、落雷、噴火、その他異常な自然現象による災害をいう。

第2章 災害発生時の対応体制

I. 平常時及び災害発生時の危機管理体制



II. 時系列による危機管理

1. 平常時

危機の予知・予測及び危機発生時における対処の諸準備を行い未然防止に取り組む。

- 1) 過去の事例から危機発生の原因や経過などを分析・検討し、危機を予知・予測する。
- 2) 社会環境、自然環境などの変化に注意し、新たに発生する可能性を予測する。
- 3) 本学危機管理規程、本学防災・防火規程などに基づき、BCPの見直しを行う。
- 4) 消防計画に則り教職員、学生に対する防火・防災に関する教育・訓練を実施する。
- 5) 施設・設備の定期的点検を行い、危機への未然防止に向けた取り組みを行う。
- 6) 被災した施設・設備の復旧手順などの計画を立てる。

2. 危機発生時

「生命の尊さ」を最優先し、学生、来訪者、教職員、近隣住民の安全確保を図る。

- 1) BCP及び消防計画に則り、全教職員が一致協力して危機に対処する。
- 2) 最小限の教職員しかいない場合は、最低限必要な初動体制を確立する。

3. 終息後

- 1) BCPの評価・点検、施設の安全点検、再発防止策の検討を行う。

2) 心的外傷後ストレス障害（ Post Traumatic Stress Disorder、 PTSD ）を受けている者がいる場合にはカウンセラーによる心のケアを行う。

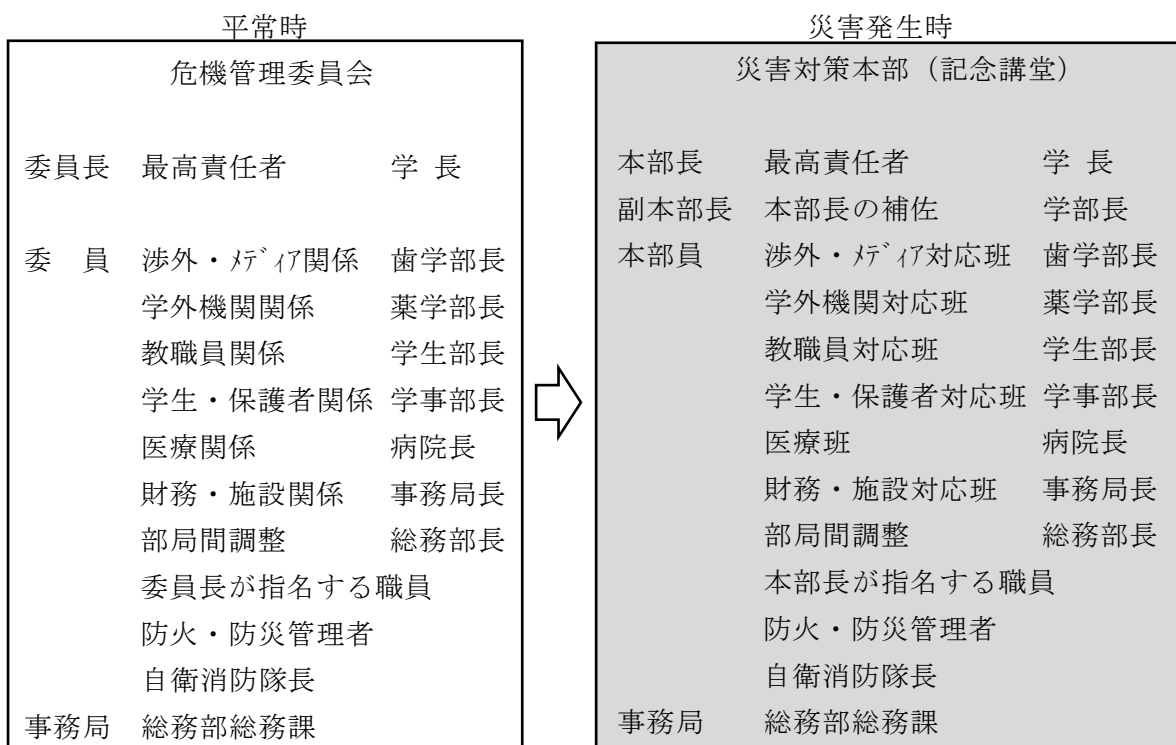
Ⅲ. 危機管理組織

1. 平常時

奥羽大学危機管理規程第 3 条に則り危機管理委員会を組織し、最高責任者である学長の指揮下で危機管理に関して必要な事項を審議する。委員は、渉外・メディア対応班として歯学部長、学外機関対応班として薬学部長、教職員対応班として各学部の学生部長、学生・保護者対応班として各学部の学事部長、医療・救護対応班として病院長、財務・施設対応班として事務局長、部局間調整班として総務部長及び委員長が指名する職員とする。防火・防災管理者及び防火・防災管理委員会は消防計画に則り防火・防災教育及び訓練に努める。また、危機管理委員会の事務は総務部総務課がつかさどる。

2. 災害発生時

奥羽大学危機管理規程第 8 条に則り危機対策本部下に災害対策本部を設置し、本部長である学長の指揮下で災害事象への対応にあたる。副本部長には歯学部長、薬学部長があたる。本部員は、渉外・メディア対応班として歯学部長、学外機関対応班として薬学部長、教職員対応班として各学部の学生部長、学生・保護者対応班として各学部の学事部長、医療・救護対応班として病院長、財務・施設対応班として事務局長、部局間調整班として総務部長及び委員長が指名する職員とする。防火・防災管理者及び自衛消防隊は消防計画に則り、初期対応および現場状況の把握を行う。災害対策本部の事務は総務部総務課がつかさどる。



IV. 災害対策本部の役割

1. 災害対策本部設置と会議の議事内容

学長は、危機管理委員会の責任者として危機管理組織の充実を図る。危機管理委員から災害発生の報告を受けたときは、危機管理委員と対応を協議し、必要と判断したときは危機対策本部下に災害対策本部を設置する。会議の議事内容を以下に示す。

1) 会議の目的

被災状況について全学的に共有すべき事項を報告し合い、対応すべき事項の意思決定を行う。

2) 開催場所

記念講堂 1階会議室とするが、この会議室が被災した場合には別に設定する。

3) 出席者

災害対策本部の本部員及び総務部総務課職員、議長は本部長（学長）とする。

4) 議事内容

(1) 報告事項

- ①学生・教職員・来訪者の安否・負傷状況・対応状況
- ②校舎・附属病院・施設・設備・ライフライン・備蓄物質の被災状況
- ③情報システム、情報ネットワークの被災状況
- ④公共交通機関の運行状況
- ⑤その他の被災状況

(2) 意思決定事項

- ①所在不明者への対応に関する事
- ②附属病院の診療継続に関する事
- ③被災施設等への応急対応と支援要請内容に関する事
- ④外部者の受け入れ、外部者からの要請への判断に関する事
- ⑤その他の対処方針、対処策に関する事
- ⑥学外機関との連絡・協議に関する事
- ⑦メディアへの対応に関する事
- ⑧今後の学事日程に関する事
- ⑨被災施設・設備の復旧に関する事

(3) 次回開催日時

2. 渉外・メディア対応班

歯学部長は、総務部を指示し、報道機関、記者会見などメディアへの対応、学外からの問い合わせへの対応、災害対策本部事務の総括などを行う。なお、発生した危機の部署及び事例によっては歯学部長に代わり薬学部長が代行することがある。

- 1) 被災状況、学長メッセージ等、プレスリリースの内容を検討する。
- 2) 情報システム・ネットワークの復旧作業を行う。
- 3) 学外からの問い合わせに対する回答案を作成する。

3. 学外機関対応班

薬学部長は、総務部を指示し、学内外の情報を収集するとともに、警察、消防、自治体、文部科学省、厚生労働省、医療機関、ライフライン（電気、ガス、水道、電話）などの学外機関と連絡調整を行う。なお、発生した危機の部署及び事例によっては薬学部長に代わり歯学部長が代行することがある。

- 1) 文部科学省、厚生労働省、日本私立大学協会、日本私立歯科大学協会、日本私立薬科大学協会に被災状況を報告する。
- 2) 警察、消防、郡山市に市内の被災状況を確認する。
- 3) 東北電力、東部ガス、水道局、N T Tに被災状況とライフラインの復旧を確認する。

4. 教職員対応班、学生・保護者対応班

学生部長と学事部長は、教職員への情報提供、安全確認、対処指導、人的被害の調査、学生への情報提供、安全確認、教育指導、生活指導、保護者への対応、学生ボランティアへの対応を行う。

- 1) 連絡網を用いて学生、教職員の安否確認を行う。
- 2) 学生、教職員への正確な被災状況と対応策等の情報を提供する。
- 3) 学生の保護者に安否と正確な被災状況を知らせる。
- 4) 今後の学事日程を学生、教職員に通知する。

5. 医療・救護班

病院長は、病院事務長、病院医療部、病院事務部を指揮し、負傷した学生・教職員への初期治療とともに医療機関との連携を図る。附属病院における診療業務を継続するか中断するかを決断し、必要に応じて代替電力の確保を行う。

- 1) 附属病院来訪者、学生、教職員の安否を確認する。
- 2) 附属病院の電気・ガス、水道、設備・機器の被災状況を確認する。
- 3) 診療器材の被災状況を確認し、診療継続の可否を学生、教職員に通知する。
- 4) 負傷者の応急処置を行う。
- 5) 入院患者の移送、転院の判断を行う。
- 6) その他、附属病院の業務継続計画にのっとり対応する。

6. 財務・施設対応班

事務局長は、営繕課と財務部を指揮し、必要経費の試算・確保、本部運営に必要な物資の確保、財産の損失・物的被害の調査、危険物除去・応急復旧などを行う。

- 1) 施設・設備の被災状況を取りまとめる。
- 2) 校舎等、附属病院の目視による危険度を応急的に判定する。
- 3) 備蓄物質を安全確保できた建物に移動し配給する体制を整える。
- 4) 救援物資の要請リストを作成する。
- 5) 震災寄附金、補助金等の受け入れ体制を構築する。

7. 部局間調整

総務部長は、危機対策全般にわたる部局間の調整を行う。

- 1) 災害対策本部長の意向を各対応班に通知する。
- 2) 保管書類等の所在を確認する。

8. 自衛消防隊

災害発見者及び総務部長は、防火・防災管理者あるいは自衛消防隊長に通報し、初期消火及び現場現状把握を行う。

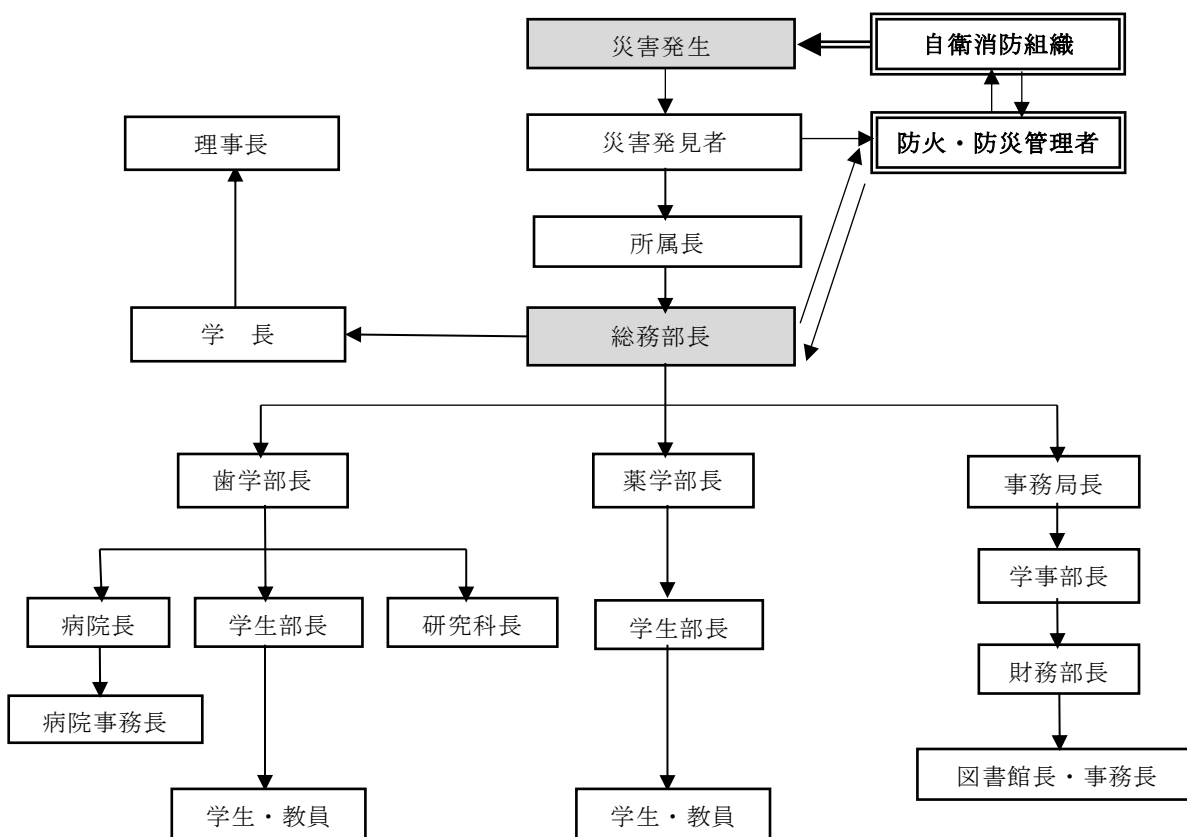
- 1) 奥羽大学消防計画に則り自衛消防組織を発動する。

9. 災害対策本部事務局

総務部総務課員は、災害対策本部の議事録、映像記録などの事務を取り扱う。

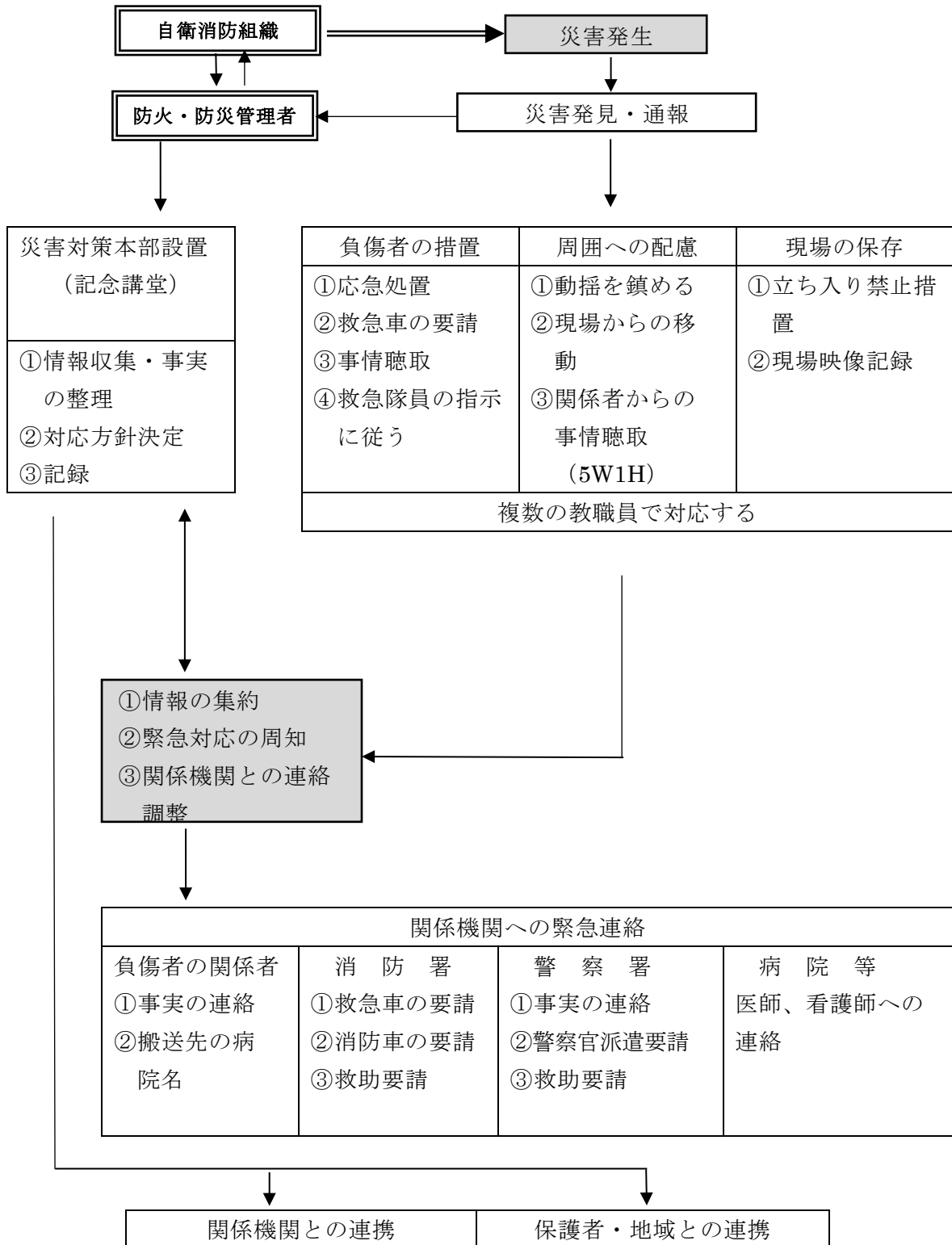
- 1) 被災状況の記録写真撮影、各対応班の日報を回収し、全学の記録を作成する。

V. 災害発生時の連絡体制



VI. 緊急時の対応

1. 災害発生時の基本対応



VII. 災害発生時の行動基準

1. 教職員・学生・来訪者の行動基準

区 分	勤 務 時 間 内		深 夜	休 日
	大学構内	通勤途上、外出時		
災害対策本部員	災害対策本部活動に参加	大学に直ちに出勤／ 外出者は帰校	大学に直ちに 出勤（注1）	大学に直ちに 出勤（注1）
一般教職員	帰宅可能者は帰宅 （大学構内が安全な 場合は構内で避難）	帰宅／自宅待機	自宅待機	大学に出勤 （注2）（注3）
臨時職員	帰宅可能者は帰宅 （大学構内が安全な 場合は構内で避難）	帰宅／自宅待機	自宅待機	自宅待機
常駐業者	帰宅可能者は帰宅 （大学構内が安全な 場合は構内で避難）	帰宅／自宅待機	自宅待機	出勤可能者は 勤務地に出勤
学生	帰宅可能者は帰宅（大学構内が安全な場合は構内で避難）			
来訪者	帰宅可能者は帰宅（大学構内が安全な場合は構内で避難）			

注1：震度6強以上の地震、風水害（大型台風、大雨、土砂災害）などの自然災害の場合には、家族、家屋等の安全を確認した後、可能な場合は速やかに参集する。

注2：災害が勤務時間外に発生した場合は、初期対応部署の責任者の判断で、必要に応じて部署の教職員を緊急招集する。緊急連絡網で連絡を受けた教職員は、速やかに大学に参集する。

注3：大学の災害発生をテレビなどにより覚知した場合、教職員は家族、家屋等の安全を確認した後、緊急連絡網による連絡を待たずに、速やかに大学に参集する。

2. 教職員の心構え

災害が発生した場合は、被害の発生・拡大を防止するため、迅速かつ的確に対応を図る必要がある。このため教職員一人ひとりが、以下の心構えを持って行動する。

- 1) 教職員は、まず一人ひとりが「公共の秩序を維持し、学生と教職員の生命・身体及び財産をあらゆる危機から守る」という重要な役割を持っていることを自覚する。
- 2) 早めの備え、決断力、迅速な行動

危機管理の基本は「早めの備え（警戒）」である。また、緊急時に迷いは禁物であり「早い決断力」と「迅速な行動」が要求される。どのように優れた対策でも時期を逸すれば、その効果はなくなる。

3) 協力しあう

他の部局や外部の関係機関と協力しあって対策にあたる。責任のなすりあい対策の手遅れとなる。普段の協力精神を、緊急時には特に強力に発揮する。

4) 積極的に行動する

小さな危機（要素）を見過ごすと、取り返しのつかない事態を招くことになりかねない。積極的に危機の排除に努めること。特に急迫した状況で対策の実施に迷うようなときには、積極策をとる。

5) 親切に行動する

災害発生時においては、被害を受けた者への対応が生じる。相手の気持ちをくんで普段以上に親切な対応をするよう心がける。

6) 危機情報に敏感になる

テレビ、ラジオ、新聞は勿論、インターネット情報など、あらゆる情報のアンテナを張り巡らせ、災害情報に敏感となり、その収集に努める。

7) 連絡体制を明確にする

日頃から、緊急事態発生時に直ちに連絡がとれる体制を整えておく。所属ごとに連絡網を作成し、周知徹底を図る。

8) 報告は忘れずに

緊急時は、職場が騒然として上司や関係機関への報告を忘れがちになるので、連絡チェックシートを準備しておくなど、報告漏れをなくすよう心がける。

9) 記録に残す、情報の共有を図る

緊急時は情報が交錯するので、情報の出・受、時間経過を確実に記録しておくように心がける。また、その情報を周りの人々と共有する工夫をする。

3. 復旧への対応

1) 被災後の安全確認

復旧作業	障害物の除去・後片付け及び必要に応じて応急処置を行う。
安全の確保	危険箇所への立ち入り禁止措置の実施及び情報の提供を行う。
安全性の確認	施設に異常が認められる場合は、緊急危険度調査を実施し、安全性の確認を行う。
衛生管理	浸水などにより施設が汚染された場合は、清掃に加え防疫薬剤の散布などを行い衛生管理に必要な措置を講じる。
インフラ施設の機能・安全性の確認	電気、ガス、水道などのインフラ施設の機能・安全性を確認する。特に、電気系統に浸水被害がある場合には専門業者による点検で安全を確認するまでは、通電、作動を行わないように注意する。
危険物の確認	灯油や薬品など漏れ出しがないか確認する。
作業時の安全確保	作業に当たっては長袖を着用し、落下物に備え必ずヘルメットをかぶる。

2) 復旧対策

仮事務所の設置等	被害の少ない部署に仮事務所を設置する。
会計処理	財務部は必要な会計を処理する。
給与支払い	財務部は遅滞なく給与を支払う。
重要書類の保管	法人、大学の重要書類の所在確認と保管を行う。
防犯対策（物品・現金）	物品・現金の盗難を予防する。
被害状況の調査	写真等の資料を基に現況を確実に記録する。
被災施設の応急復旧	被害のある施設を応急的に復旧する。
関係機関への被害報告	関係機関に被害状況を報告をする。
復旧計画の策定	被災施設・設備の具体的復旧計画を策定する。

3) 地域貢献活動

大きな被害を受けた後、校内が復旧し授業を再開する場合、地域の復旧活動への協力を継続し、地域住民の感情を害さないように配慮する。大学施設の開放や資源の提供などを実施する際には、その時々状況を判断し、大学として可能な範囲で支援する。

4) ボランティア活動支援

災害後、復旧の段階に入ると、災害ボランティアセンターやNPOなど、全国から多数のボランティアが駆けつけることが予想される。その際には、各団体からの応援要請に応じる形で対応する。

また、本学の教職員や学生から被災者を支援したいという申し出が予想される。教職員は有給休暇を利用して、学生はボランティア組織を編成して業務・学業に支障ない範囲で支援するよう指導する。

VIII. 外部関係機関への対応

1. 地域社会や関係機関、保護者との連携

1) 地域社会との連携

大学はその地域における中核的な施設であるから、地域に対して適時、適切な情報提供を行う。平常時から様々な場面での交流を通じて、地域社会との相互連携や意思疎通を図っておく必要がある。

2) 地域住民との連携

地域の関係者と十分に連携をとることにより、緊急事態発生時の協力関係の構築、また、地域における様々な情報の収集を図り、大学や施設などの運営に活用する。

3) 監督官庁との連携

災害発生時には様々な問題が発生し、適時、適切に対応する必要がある。事案によっては大学だけで対応するには限界があることから、文部科学省、郡山消防署、郡山北警察署、病院などに対して指導・助言を求める。これらは学外機関対応班が対応する。

4) 関係機関との連携

(1) 日常の連携

大学の安全に関し密接不可分な関係にある警察、消防、病院などの各種関係機関とは、連携を強化し、日頃から相談できるような関係を構築する必要がある。

(2) 災害発生時の連携

災害発生時の被害やその後の被害の拡大を最小限にするため、警察、消防、病院などの各種関係機関に対して支援要請を行うことを基本とする。なお、支援要請を行うに当たっては、学長が正確な事実関係を把握し、その必要性を判断しなければならない。

5) 父兄会との連携

大学は、日常的に様々な場面で父兄会と連携しているが、災害発生時に備えて大学から保護者に対する連絡体制を整えておくことが重要である。

2. 報道機関への対応

1) 対応の基本的な考え方

(1) 情報の公開

特定の個人を識別することができる情報は個人情報保護規程の趣旨に鑑み、原則として非公開とする。災害に関する情報は公開するが、非公開とする場合には、その理由、範囲について明確な説明を行うものとする。

(2) 公平な対応

報道機関に情報提供する場合、情報の量と質に報道機関間に差異が生じないように公平に対応する。

2) 留意すべき事項

(1) 対応窓口の一本化

報道機関の取材要請に対しては、災害対策本部長に窓口を一本化し、渉外・メディア担当班が対応する。

(2) 渉外・メディア担当班の職務

速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。報道資料の作成に当たり、関係機関と協議する必要がある事項については、協議後に報道資料を作成する。

(3) 報道機関への要請

渉外・メディア担当班は、報道機関の取材による現場の混乱が予想される場合、取材に関する留意事項を予め文書で報道機関に配布する。

(例)・校地（施設）内への立ち入りに関して

- ・教職員、学生への取材に関して
- ・取材場所、時間に関して
- ・報道資料の提供（記者会見）予定に関して

(4) 報道機関の取材要請・報道資料の提供・記者会見

渉外・メディア担当班は、報道機関の取材要請があった際、社名、記者名、連絡先を確認のうえ、報道資料の提供又は取材に対応する（注1）。

渉外・メディア担当班は、報道機関への説明を要する場合や多数の報道機関から取材要請がある場合は、必要に応じて記者会見を行う。

災害が長期にわたる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。

注1：災害発生時には、多くの報道関係者が殺到するほか、TV中継車の駐車場確保や記者会見の設定など、様々な問題が発生する。混乱を避けるため、平常時から所轄報道機関と連携を図っておく配慮が必要である。

第3章 災害発生時の対応対策

I. 地震への備えと地震発生時の対応

1. 地震への備え

- 1) 什器を固定するなど、転倒しないように措置を施す。
- 2) 避難経路を確認しておく。
- 3) 避難経路となる廊下、出入り口、階段などに避難の妨げとなる物を置かない。
- 4) 消火器、消火栓、火災報知器の設置場所を確認しておく。

2. 地震発生時の対応

1) 地震発生から3分

どんな地震でも3分以内に揺れが収まるので、次の点に注意して自分自身と周囲の人の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待つ。

- (1) ドアを開けて避難口を確保する。
- (2) 机やテーブルの下に隠れる。または、壁や柱の近くに身を寄せる。
- (3) 落下物・転倒物から身を守るために、持ち物や衣類で頭部を保護する。
- (4) エレベーターの中にいる場合、すべての階のボタンを押し、停止した階で降りる。
閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ。
- (5) あわてて外に飛び出さない。
- (6) 外出中で自動車を運転中は、ゆっくりと道路の左側に寄せてエンジンを切る。

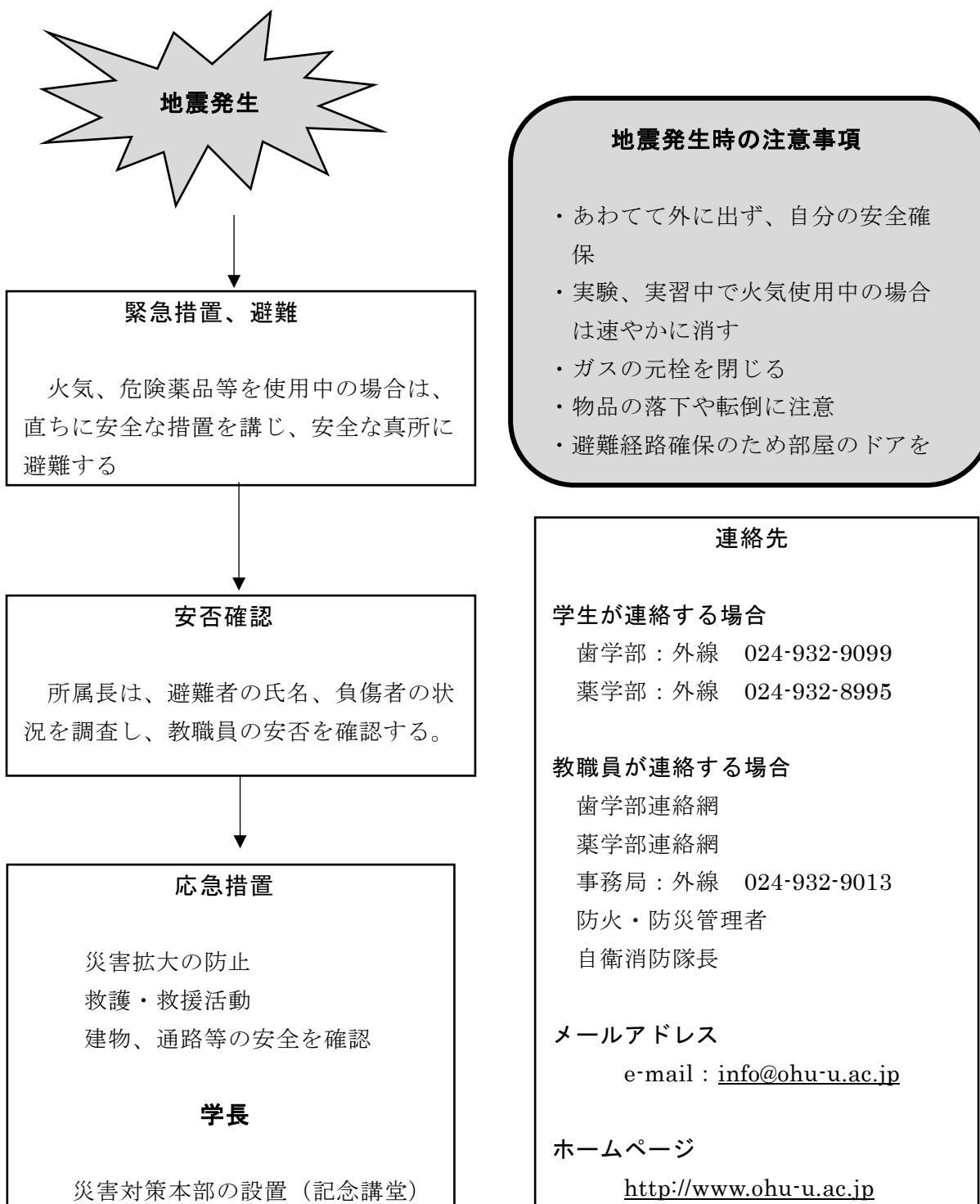
2) 地震沈静後

大きな地震の後には余震が起こる可能性があるので、頭部を保護し、次の点に注意して、あわてず速やかに避難する。

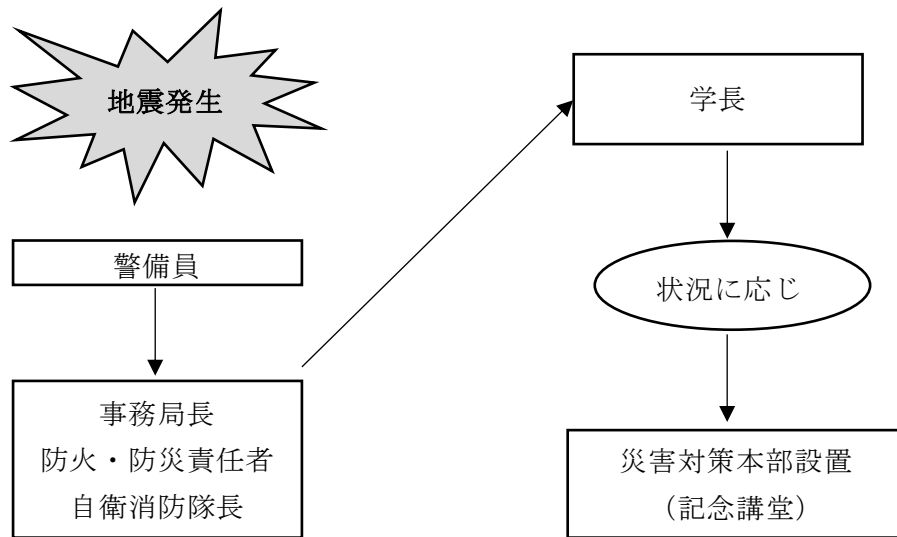
- (1) 使用中の火を消し、ガスの元栓を閉める。
- (2) 電気器具のスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜く。
- (3) 倒れやすくなっている物、落下しやすくなっている物は応急措置する。

- (4) 外出中で自動車を運転中は、ラジオで状況を把握する。自動車を離れるときは連絡メモを残しキーを車内に置いたまま、車検証を持って徒歩で避難する。

3) 地震時対応 平日



4) 地震時対応 夜間・休日



5) 避難場所



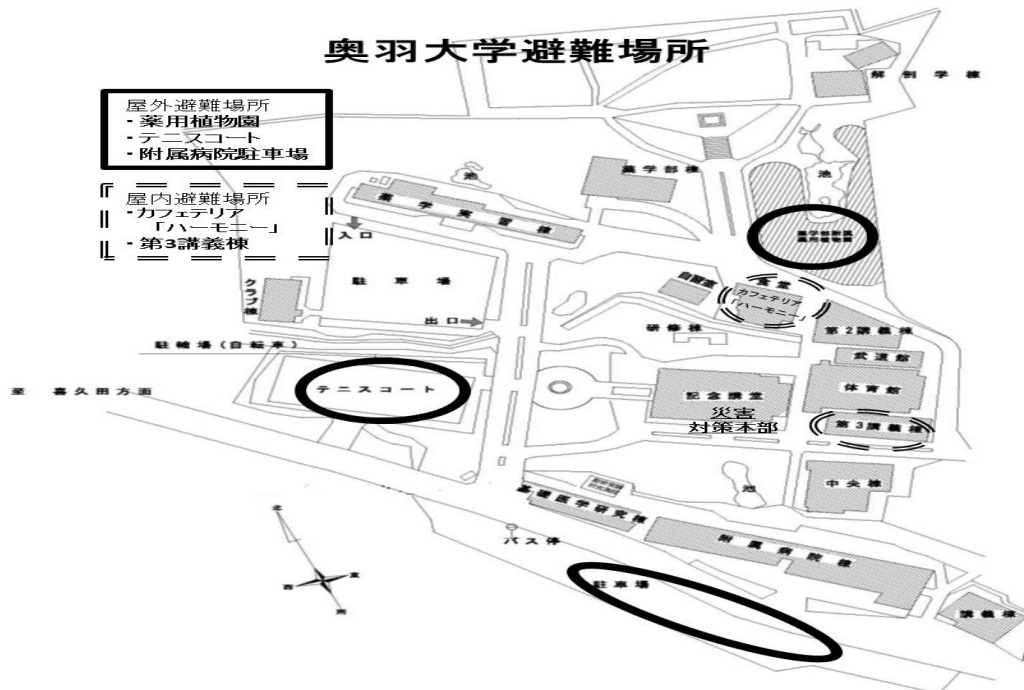
緊急避難場所（屋外）

先ずは、薬用植物園、テニスコート、附属病院駐車場に避難する。



緊急避難場所（屋内）

災害が沈静化した後は第3講義棟、カフェテリア「ハーモニー」に避難する。



地震沈静後は、迅速・的確に避難を行う。避難には次の二通りがある。

(1) 指定緊急避難場所または指定避難所への「避難」

(2) 建物内または地区内に留まる「避難」

建物内または地区内に留まることを「避難」というのは矛盾すると思われるが、その建物または地区の防火性能や耐震性能の方が他地区より優れている場合には指定緊急避難場所へ行くより留まる方が安全である。しかし地区内に留まれば絶対安全とは限らない。

災害の状況に応じ他地区へ避難しなければならないこともある。これは臨機応変に判断しなければならないが、場当たりに判断することはかえって危険であるので、どこに避難するのか、どこが安全なのかを、次の点でチェックしておくことが大切である。

①危険な建物はないか

②危険なブロック塀はないか

③人的危険度は高くないか

6) 避難指示

(1) 放送設備または電話を使用。無理ならば、教職員が各室を回り口頭連絡する。

(2) 電話の輻輳（ふくそう）状態（混雑してつながらない状態）の早期沈静化に協力するため、緊急通話以外の電話はしばらく控える。

連絡例) ゆっくり2回点呼する

「〇〇棟2階給湯室から出火です」

「出火元を避けて、速やかにテニスコートや薬用植物園、附属病院駐車場まで避難してください」

「自衛消防隊は直ちに現場に急行して下さい」

「避難誘導班は避難後、速やかに教職員・学生の避難状況の確認を行ってください」

7) 避難するときの注意

(1) 非常持出物品を持って避難する。

(2) エレベーターは使用しない。

(3) 施設に不慣れな来客者や障害者の方などの避難を積極的に支援する。

(4) ドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。

(5) ガラスや看板など落下物に注意し、頭部を守る。

(6) 傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊のおそれのあるものには近よらない。

(7) 出火時は姿勢を低くし、ハンカチやタオルを口と鼻に当て煙を吸わないようにする。

(8) いったん避難したら再び中には戻らない。

(9) 自動車での避難は緊急事両の通行の妨げになる。また、交通渋滞をまねくので、できるだけ徒歩で避難する。

地震が起きたらすぐ避難は間違い

地震に備えて避難訓練をすることが多いため、往々にして地震時は避難をするものだという固定観念があるが、避難とは次のことを想定して設定されていることを理解しておく。

①避難は最終的な手段であること

②避難者が殺到すると混乱する可能性があること

8) 避難状況の確認

落ち着いて、避難完了者、負傷者、要救助者などについて、具体的な数字をふまえて、正しくはっきりと知らせること。

緊急地震速報受信時の放送文例

- 1 緊急地震速報が発表されました。強い揺れに警戒して自分の身を守ってください。
窓ガラスから離れてください。上から落ちてくるもの、横から倒れてくるものに注意してください。
- 2 ただいま緊急地震速報が発表されました。安全確認のためボイラーを一時中断します。
落ち着いて身の安全を確保してください。頭を保護し机の下等に隠れてください。
(係員の指示に従い) 避難してください。
避難場所は、基礎医学研究棟が「テニスコート」
それ以外は「薬用植物園」です。
落ち着いて行動してください。

火災発生時の一斉放送文例

- 1 暗号放送文例（自衛消防組織の構成員や職員にのみ分かる暗号文による放送）
セイセン大学の皆さん、時間ですので、
至急 病院棟
講義棟 基礎医学棟 中央棟 第3講義棟
薬学部棟 薬学実習棟 第2講義棟 自習室
ハーモニー 体育館 記念講堂 の〇〇階にお集まりください。
- 2 一般向け放送文例
皆様お客様にお知らせいたします。
〇〇棟〇階の〇〇で火災が発生しました。
係員の指示に従い、反対〇〇側の階段を使って避難してください。

9) 情報収集

- (1) 情報は、職員、ラジオ、テレビ、消防署、行政など信頼できるところから収集する。
- (2) デマやうわさなど、不確実な情報に惑わされないように注意する。
- (3) 大規模地震の際には、教職員、学生の安否確認を行う。

(参照：奥羽大学消防計画及び奥羽大学附属病院防災マニュアル)

Ⅱ. 火災への備えと火災発生時の対応

1. 火災への備え

1) 火災発生の主な原因

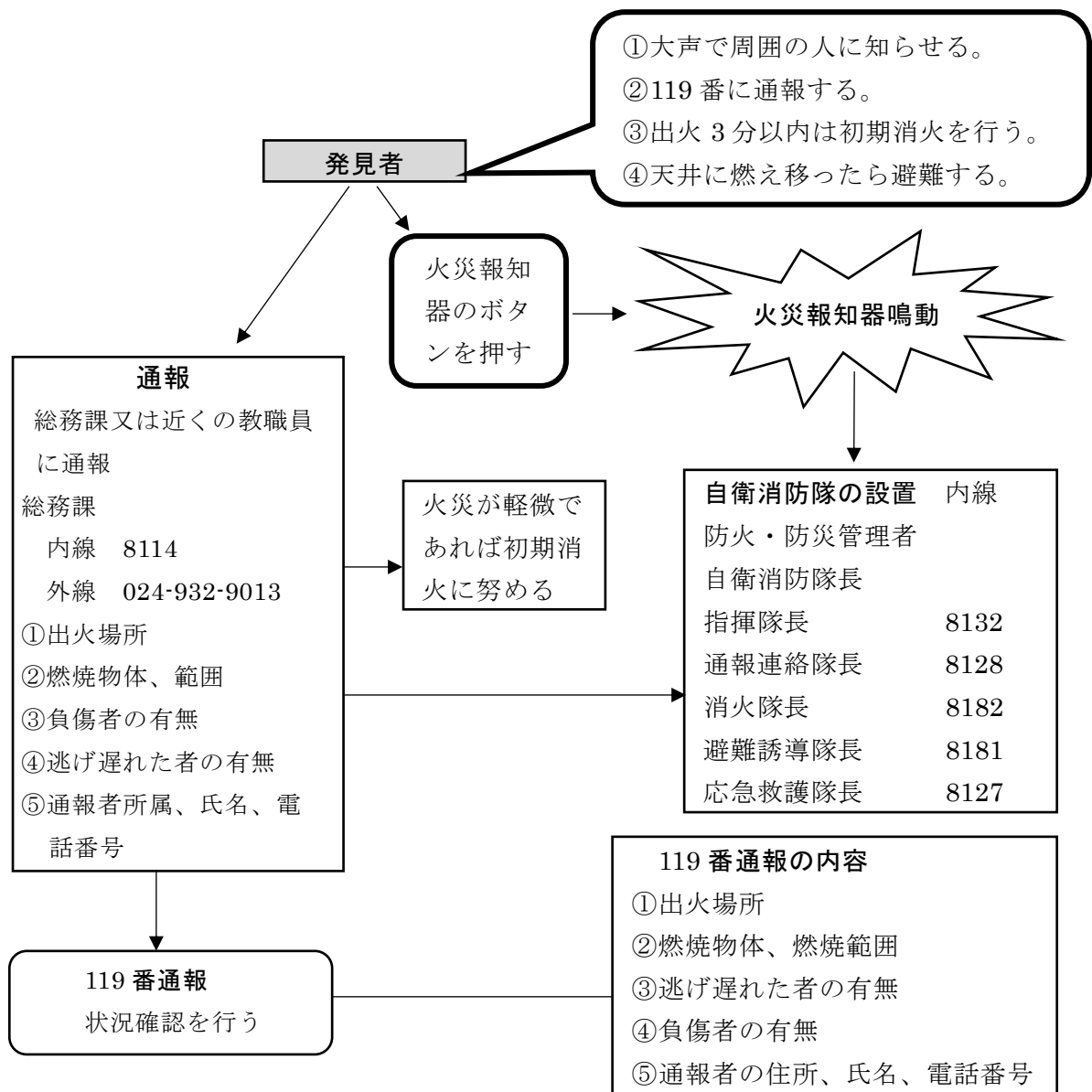
1位：たばこ 2位：放火 3位：たきび 4位：コンロ (総務省消防庁)

2) 防火のポイント

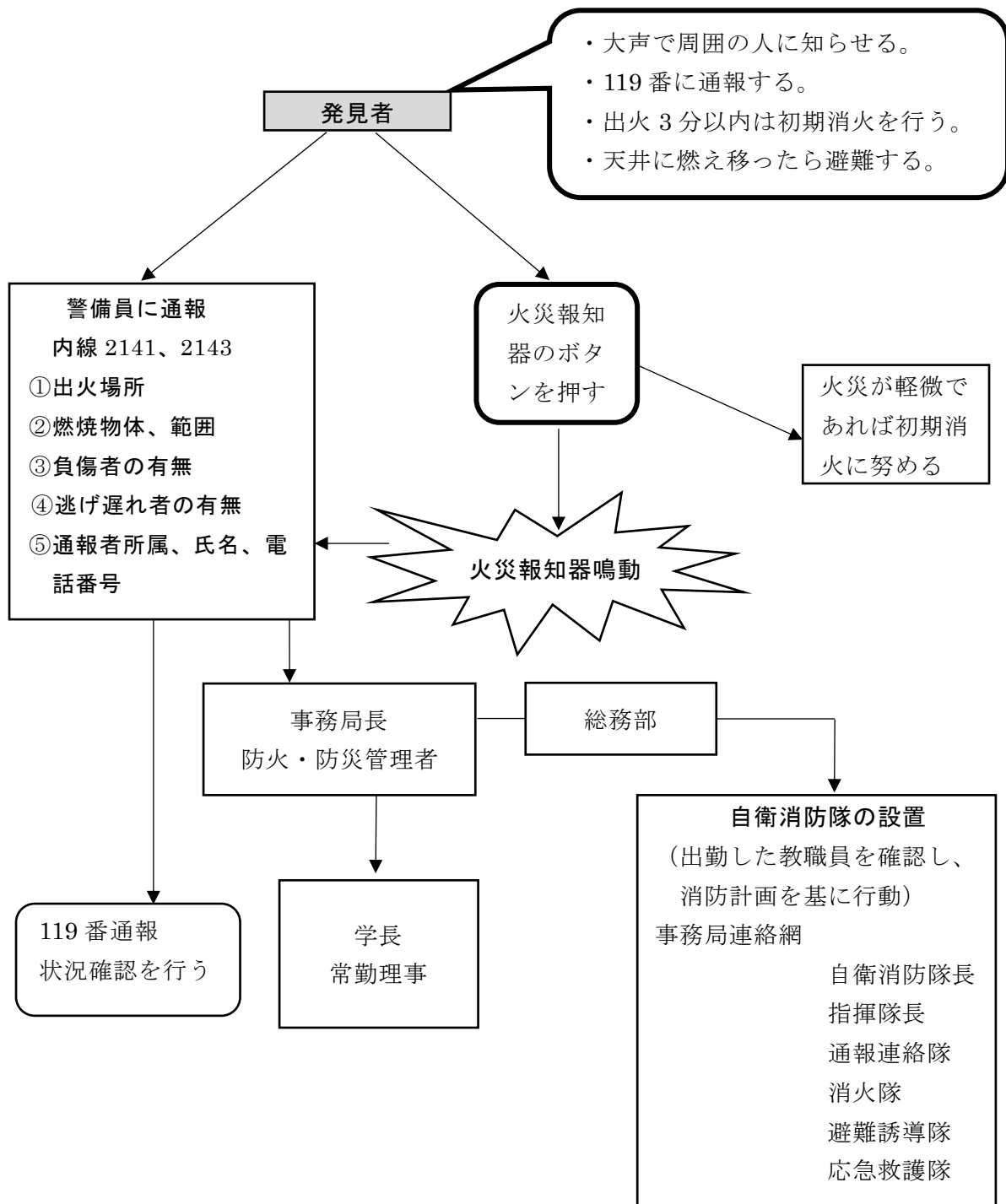
- (1) 隠れ喫煙をしない
- (2) 火気 (ストーブ、コンロなど) の周囲に燃えやすいものを置かない
- (3) 火気から離れるときは必ず消す
- (4) 消火器、消火栓、火災報知器の設置場所を確認しておく。

2. 火災発生時の対応

1) 平日の場合



2) 夜間・休日の場合



3) 避難するときの注意

- (1) 姿勢を低くし、ぬれたハンカチやタオルを口と鼻にあて煙を吸わないようにする。
- (2) 放送があるときは、その指示に従ってただちに避難する。
- (3) エレベータは使用しない。

(参照：奥羽大学消防計画及び奥羽大学附属病院防災マニュアル改変)

Ⅲ. 風水害への備えと風水害発生時の対応

1. 風水害（台風）への備え

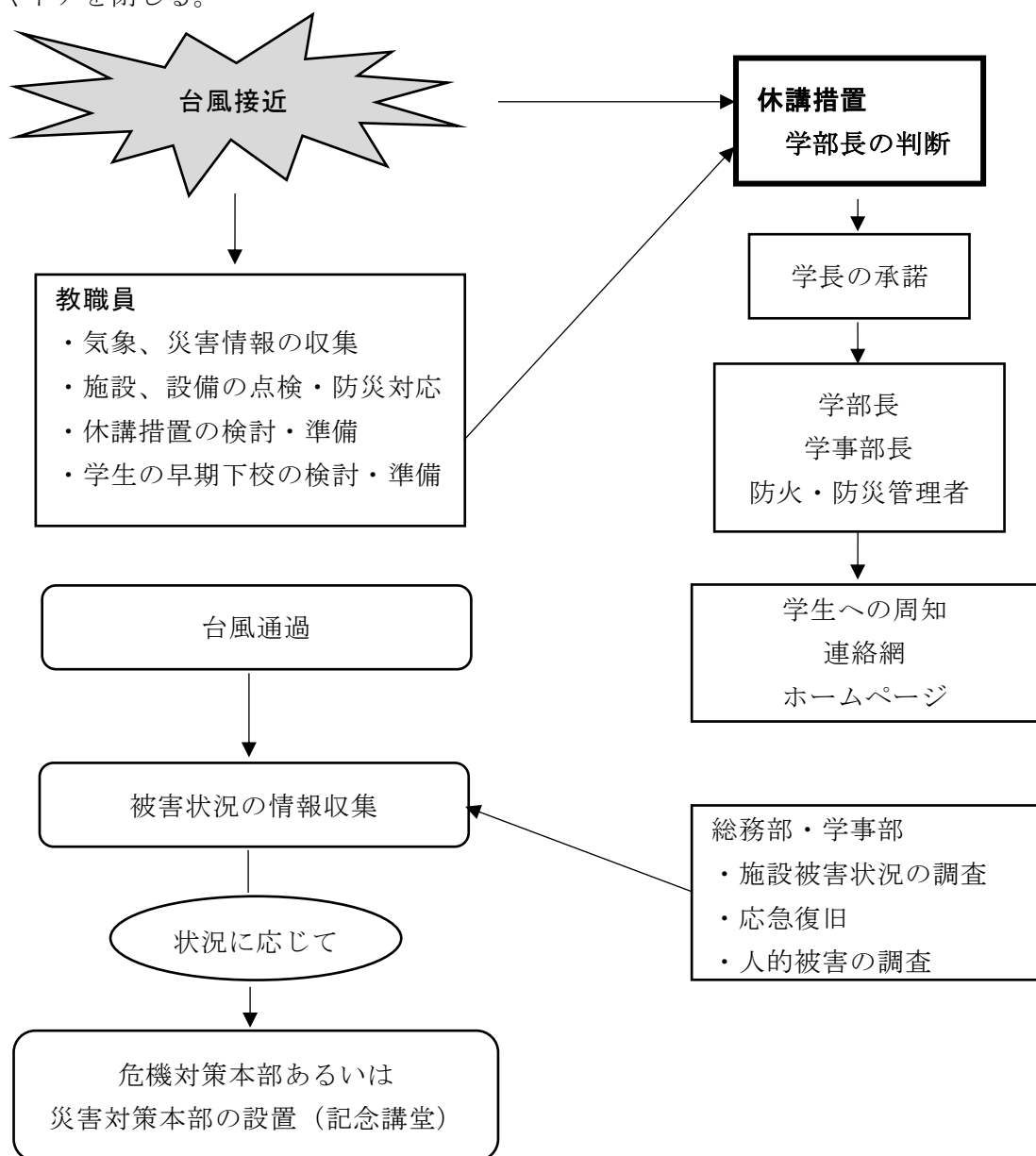
- 1) 周辺地域の過去の災害や、被災の危険度について確認しておく。
- 2) 郡山市浸水ハザードマップで住居地の浸水危険度を確認しておく。

<https://www.city.koriyama.fukushima.jp/304000/bosai/hazard-map/index.html>

- 3) キャンパス内の樹木が強風で倒れないよう処置を施す。

2. 風水害（台風）の危険が迫った時の対応

- 1) 随時、正確な気象情報、洪水予報などの災害情報を把握する。
- 2) 構内、屋上に強風で飛散しやすい物を置かない。
- 3) 強風で転倒すると危険な物は撤去する。
- 4) 窓やドアを閉じる。



3. 情報収集と避難

台風や集中豪雨の前兆現象としての降雨、風速、河川水位の情報は、テレビ、ラジオ、防災関係機関（気象庁、国土交通省、県、市など）のホームページから得ることができる。最寄りの消防署、警察、自治体からの連絡や情報を待つのではなく、自ら情報を求めることが重要である。

災害対策本部は、防災関係機関の注意報・警報や避難情報をもとに被害を予測し、早期に対策を図る必要がある。対策が空振りになることもあるが、それを恐れる余り対応が後手にならないよう注意が必要である。仮に、災害が発生せず空振りになっても、「被害が発生しなくて良かった」と思うことが大事である。

1) テレビ、ラジオなどからの気象情報に注意しながら、必要に応じて降雨・風速・河川水位のリアルタイム情報を収集する。これらの情報は防災関係機関のホームページなどから得ることができる。郡山市のアドレスを以下に示す。

- ・ 郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.fukushima.jp/>
- ・ 郡山市浸水ハザードマップ
<https://www.city.koriyama.fukushima.jp/304000/bosai/hazard-map/index.html>
- ・ 郡山市防災ウェブサイト <http://bousai.koriyama-fukushima.jp>
- ・ 防災こおりやま フェースブック <https://www.facebook.com/bousai.koriyama>
- ・ 防災こおりやま ツイッター https://twitter.com/bousai_koriyama
- ・ 災害情報専用電話番号 024-924-2211
- ・ 福島県河川流域総合情報システム <http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>
- ・ 仙台管区気象台 <http://www.jma-net.go.jp/sendai/>
- ・ 河川情報センター 川の防災情報（国土交通省） <http://www.river.or.jp/>
- ・ 川の防災情報（国土交通省） <https://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do>

2) テレビ、ラジオなどからの気象情報と、降雨・風速・水位のリアルタイム情報をもとに低レベルの対応策を実施する。あわせて、高レベルの対応策の準備を行う。

3) 防災関係機関からの注意報・警報や避難情報が発令された場合は、降雨・風速・水位のリアルタイム情報をもとに、高レベルの対応策を実施する。

気象警報の種類

特別警報	大雨、暴風、暴風雨、大雪、波浪、高潮
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雨、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥 なだれ、低温、着氷、着雪

発令の種類（市町村長から発令される）

種類	拘束力	内 容	行 動
避難指示	強	被害の危険が切迫したときに発せられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・避難中の者は確実な避難行動をる。 ・避難していない者は、ただちに避難行動に移る。避難に移る時間的余裕がない場合は、生命の安全を守る最低限の行動をとる。
避難勧告	中	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画された避難場所への避難行動を開始する。
避難準備情報	弱	避難に時間の要する者は行動開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 ・要介護者以外の者は、家族の連絡、非常用持出品の用意、避難準備を開始する。

4. 避難時の注意

風水害の場合、風速や雨量、水位などの前兆情報を得ることができるが、避難の決断のタイミングは極めて難しい。しかし、避難時期を逸することで被害にあうことが少なくない。空振り覚悟で早めに避難することが肝要である。

特に、長時間にわたる浸水の場合、施設の整備された避難所に避難することが重要である。もし、避難のタイミングを逸して逃げ遅れ、危険が迫った時には最寄りの3階以上の建物に逃げるようにしたい。危険が迫っていなければ、屋外に出ることは控えて浸水が引くのを待つことが望ましい。

- 1) 自動車での避難は緊急車両の通行の妨げになる。また、交通渋滞をまねき、浸水すると動かなくなるので、できるだけ徒歩で避難する。
- 2) 避難時には、道路が滑りやすいので、運動靴を履く。
- 3) 避難路としては知っている道を歩き、溝や穴に落ちないように注意する。特に、低地、崖下、川沿い、橋は避ける。
- 4) 道路の浸水時には水面下にマンホール、側溝、エ事中的穴などの危険が潜んでいることもあるので、長い棒を杖として安全を確かめながら移動する。
- 5) 夕方以降は必ず大きめの懐中電灯を持参する。
- 6) 単独行動は避け、はぐれないようお互いの体をロープでつないで避難する。
- 7) 服装はできるだけ軽装で、荷物はリュックサックなどで背負うようにする。
- 8) 強風時には、飛来物で負傷することもあるので、ヘルメットや防災頭巾、座布団などで頭部を守る。

- 9) 止むを得ず、浸水した道路を自動車で避難する事態に至った場合には、次の事に注意する。
- (1) 氾濫水が流下してくる道路では、水流に対して直角方向に逃げる。
 - (2) 浸水した道路では、対向車に注意しながら道路の中央部分を走行する。
 - (3) 浸水した道路に入る前には、周辺の車の走行状況を観察する。
 - (4) 浸水した道路では、低速走行する。
 - (5) 浸水した道路には、長時間停止しないようにし、時々ブレーキの利き具合を確認する。
 - (6) 車のエアークリーナーのダクト位置より深くなる所は走行しない。

5. 風水害（台風）における授業・学期末試験等の取り扱い

郡山市に特別警報や警報（以下「警報」という。）が発令された場合及び不測の事態が生じた場合に、学生の事故防止を目的として、授業・学期末試験（以下「授業等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を以下に定める。

1) 警報発令に伴い休講及び授業を再開する場合

歯学部、薬学部及び附属病院によって対応が異なるので注意する。

授業開始前又は既に授業実施中に警報が発令され、公共交通機関（近隣周辺の駅発着のJR線、バス）が運休した場合又は運休が予測される場合には、授業の休講と警報解除後の再開の判断は、学部長が学長と協議のうえ、学部単位で決定し、学生に通知する。

注1. 警報は「地域の地方気象台が発表する警報」による。

注2. 警報の発令・解除及び鉄道・バス運行の確認はテレビ・ラジオの報道による。

注3. 研究指導など少人数の授業については、関係教職員と学生が相談して決定する。

注4. 臨床実習、病院薬局実務実習、介護などの体験実習、インターンシップなどの場合は、実習先の指示に従う。

2) 休講及び授業再開の周知方法

- (1) 学部長から学生部長へ連絡する。
- (2) 学生部長から学事部及び学年主任に連絡し、クラス担任から学生へ連絡する。
- (3) 学事部は掲示などにより速やかに周知する。ただし、授業中の場合は当該教職員を通じて周知する。
- (4) 当日の授業担当教員（非常勤講師を含む）に対しては、学事部から電話などにより速やかに周知する。
- (5) 大学ホームページに掲載する。
- (6) 必要に応じて、テレビ、ラジオを通じて周知する。

第4章 緊急時の広報

緊急時が発生した場合に、発生事象の事実関係、大学の緊急対応内容・方針、今後の見通しなどについて、いち早く学生・教職員、大学間及び地域住民に広報し、拡大被害、二次被害への不安感を解消する。

広報の内容

- (1) いつ、どこで、何が発生したのか
- (2) 現在の状況はどうか
- (3) 原因は
- (4) 研究・教育活動への影響は
- (5) 今後の対応は
- (6) その他

I. 報道機関の取材への対応

1. 災害発生現場

- 1) 現地の状況説明ができる者を配置する。
- 2) 渉外・メディア対応班は現地といつでも連絡可能な体制をとる。

2. 渉外・メディア対応班

- 1) 広報を担当する者へ直ちに連絡 → 発表方法の決定、情報の一元化を徹底する。
- 2) 発表資料の作成に当たって、最高責任者（学長）が取材で長時間占有されないよう留意する。

II. 緊急時に連絡を必要とする機関

1. 国の機関等

文部科学省 厚生労働省 労働基準監督署

2. 自治体

県庁、市町村役場 防災関係課、河川・砂防関係課、各教育委員会

3. 警察署など

- ・警察署：県警本部、郡山北警察署
- ・消防署：各地域の消防本部、消防局、郡山消防署
- ・医療機関：災害拠点病院、地域災害基幹病院
- ・報道関係：県教育記者クラブ 各放送局、新聞社
- ・ライフライン：東北電力、東部ガス、郡山水道局、N T T

第5章 避難・安否確認・帰宅困難者対策

I. 学生、教職員の避難

学生、教職員の安全確保は大学の責務である。学生、教職員がパニックに陥らないように、次のことを実行する。

1. 避難計画を作成する。

- 1) 避難場所の選定
- 2) 避難経路の策定と周知 (p14 参照)

2. 避難の留意事項

- 1) 各部署がリーダーシップをとる

各部署が強力なリーダーシップを発揮する。学生は教職員の動きをよく見て行動するので、教職員がパニックに陥らないよう十分な教育や訓練を行う。

- 2) 大学間の協力

事前に近隣の大学間で学生への対応について打合せをする。

- 3) 地域との協力

本学は、郡山市の指定緊急避難場所（災害の危険性が切迫した場合に円滑かつ迅速に避難するための場所）、指定避難所（被災者が一定期間滞在するための施設）、に指定されている。他の地域から大学構内に避難して来た人たちを避難誘導できるようにするため地域住民と協力しあう。

II. 安否確認

安否確認は、単に学生や教職員が無事かどうかを把握するだけではなく、被災者の救援・救護体制を準備するために行う。職場から教職員への緊急連絡網が役に立たないことが予想されるため、安否確認の方法は教職員や学生からの電話連絡を原則とする。電話連絡については、電話の受け方を決めておく。災害時には大量の電話が殺到し、被災地域内における電話がつながりにくくなる。通話はできるだけ手短にすること。なお、通常の電話がつながらない場合、家族などと安否の連絡を取り合う方法として、比較的つながりやすい次の方法がある。

1. 公衆電話

一般の家庭用電話は輻輳回避のため通話規制がかけられるが、公衆電話は規制されない。

2. 災害用伝言ダイヤル 171

被災地からの安否情報を肉声で登録できるボイスメールシステム。利用に当たって事前契約等の必要はない。

3. ケータイ「災害用伝言板」

(NTT ドコモグループ、KDDI、ソフトバンクモバイル)

4. 携帯電話メール（携帯電話各社）

災害用伝言ダイヤルなどの使用方法は、内閣府防災担当ホームページ「各種の防災情報」の防災リンク集「災害時の電話利用方法社電気通信事業者協会」に掲載されている。

内閣府防災担当ホームページ「各種の防災情報」<http://www.bousai.go.jp/>

災害時の電話利用方法 <http://www.tca.or.jp/information/disaster/index.htm>

Ⅲ. 帰宅困難者の対策

家族の安否が心配でどうしても無理して帰宅する者もでてくる。

1. 帰宅者対策

1) 正しい情報を入手する。

帰宅途中の情報収集手段は周りの人に聞くことである。しかし、災害時にはうわさやデマが流れることが多いため、周りの人に聞くだけでなく正確な情報を得る手段が必要である。

2) 食料・水の確保

食料や水は途中のコンビニなどで調達すればよいと考えている人が多い。しかし、多くの人が殺到するため品切れになったり、預金の引き出しで混乱が起きる可能性が高いことを認識すべきである。

3) 履きなれた靴で避難する

なお、家族の安否情報の収集をしておく危険をおかしてまで帰宅する教職員が減ると思われる。事前に NTT の災害用伝言ダイヤルなどを教職員に周知したり、帰宅する人には食料・水と携帯ラジオを持たせる。なお、携帯ラジオは、各自が職場に持ってきておくことを推奨する。

2. 帰宅困難者対策

遠距離通勤者のなかには帰宅困難者が発生するので、帰宅できない者の数を把握し、宿泊場所や設備について検討する。

災害時の大学の責務として次の 5 項目を検討する。

1) 水・食料の提供

2) 情報の入手・周知

3) 安否確認の実施

4) 宿泊場所等の確保・提供

5) 順次帰宅の実施

第6章 災害以外の危機管理対策事例集

(必要に応じて危機対策本部を設置することがある)

I. 訴訟への対応

1. 大学が被告となる場合

訴訟の類型としては、おおむね次のようなものが想定される。

類 型	被 告	原 告	事 例
処分の取消訴訟	理事長	処分を受けた者	教職員の処分の取り消し訴訟
ハラスメント	教職員	ハラスメントを受けた学生・教職員	教職員の懲戒
ハラスメント	理事長	〃	管理責任
その他民事訴訟	理事長	利害を有する者	大学用地と隣接する民地との境界確認
		〃	大学用地と隣接する住民とのトラブル
		〃	工事などの事故
教職員の懲戒	教職員	理事長	懲戒免職

2. 訴訟が提起された場合の対応

1) 学長・理事長との協議

2) 応訴手続

(1) 顧問弁護士と相談

(2) 訴訟代理人（弁護士）を選任

(3) 方針決定（一部認容、全面的に争う等）

(4) 指定代理人選任（大学が被告となった場合）

3) 弁護士との訴訟委任契約

（準備書面提出、第1回口頭弁論への対応など、訴訟代理人の指示に従う）

3. 大学が原告となる場合の対応

1) 訴えを提起するか否かの方針検討

2) 理事会の議決手続き

3) 弁護士との訴訟委任契約

4) 訴え提起（準備書面提出、第1回口頭弁論への対応など、訴訟代理人の指示に従う）

II. 情報漏えいへの対応

1. 情報漏えいの防止

- 1) 個人情報を扱うコンピューターはネットワークに繋がらない。
- 2) 個人情報のデータは USB 等の媒体で学外に持ち出さない。

2. 標的型攻撃メールの見分け方

標的型攻撃メールの可能性が高いメールタイトル例

- 1) 知人以外からのメールで、本文の URL や添付ファイルを開かざるを得ない内容
- 2) 心当たりのないメール。興味をそそられる内容
- 3) これまで届いたことがない公的機関からのお知らせ
- 4) 心当たりのない、決裁や配送通知（英文の場合が多い）
- 5) ID やパスワードなどの入力を要求するメール
- 6) 差出人のメールアドレスとメール本文の署名に記載されたメールアドレスが異なる
- 7) 日本語の言い回しが不自然
- 8) 日本語では使用されない漢字（繁体字、簡体字）が使われている
- 9) ファイルが添付されている
- 10) 実行形式ファイル(exe / scr / cpl など)が添付されている

3. 標的型攻撃メールに感染しないための対応

- 1) 不審メールが届いた場合は、添付ファイルを開けない。
- 2) 不審メールに気付いたメール受信者は、情報ネットワーク委員会に速やかに報告する。
- 3) 情報ネットワーク委員会は、当該メールを含め類似の不審メールが他に届いていないかを、メールサーバのログなどにより調査する。
- 4) 情報ネットワーク委員会は、不審メールが届いたすべての端末で、添付ファイルを開いたり、不審な URL にアクセスしたりしていないかなどを確認する。

4. 情報漏えいした場合の対応

- 1) 被害拡大防止・二次被害防止・再発防止の原則
 - (1) 情報漏えいによって引き起こされる被害を最小限にとどめる。
 - (2) 漏えいした情報が犯罪等に使用されることを防止する。
 - (3) 二度と起こることのないよう再発を防止する。
- 2) 事実確認と情報の一元管理の原則
 - (1) 正確な情報の把握に努める。
 - (2) 憶測や類推による判断や不確かな情報に基づく発言は混乱を招く。
 - (3) 組織の情報を一か所に集め、外部への情報提供や報告も窓口を一本化し、正しい情報の把握と管理を行う。

3) 透明性・開示の原則

被害拡大防止や類似事故の防止、企業組織の説明責任の観点から、組織の透明性を確保し情報を開示する姿勢で臨む。

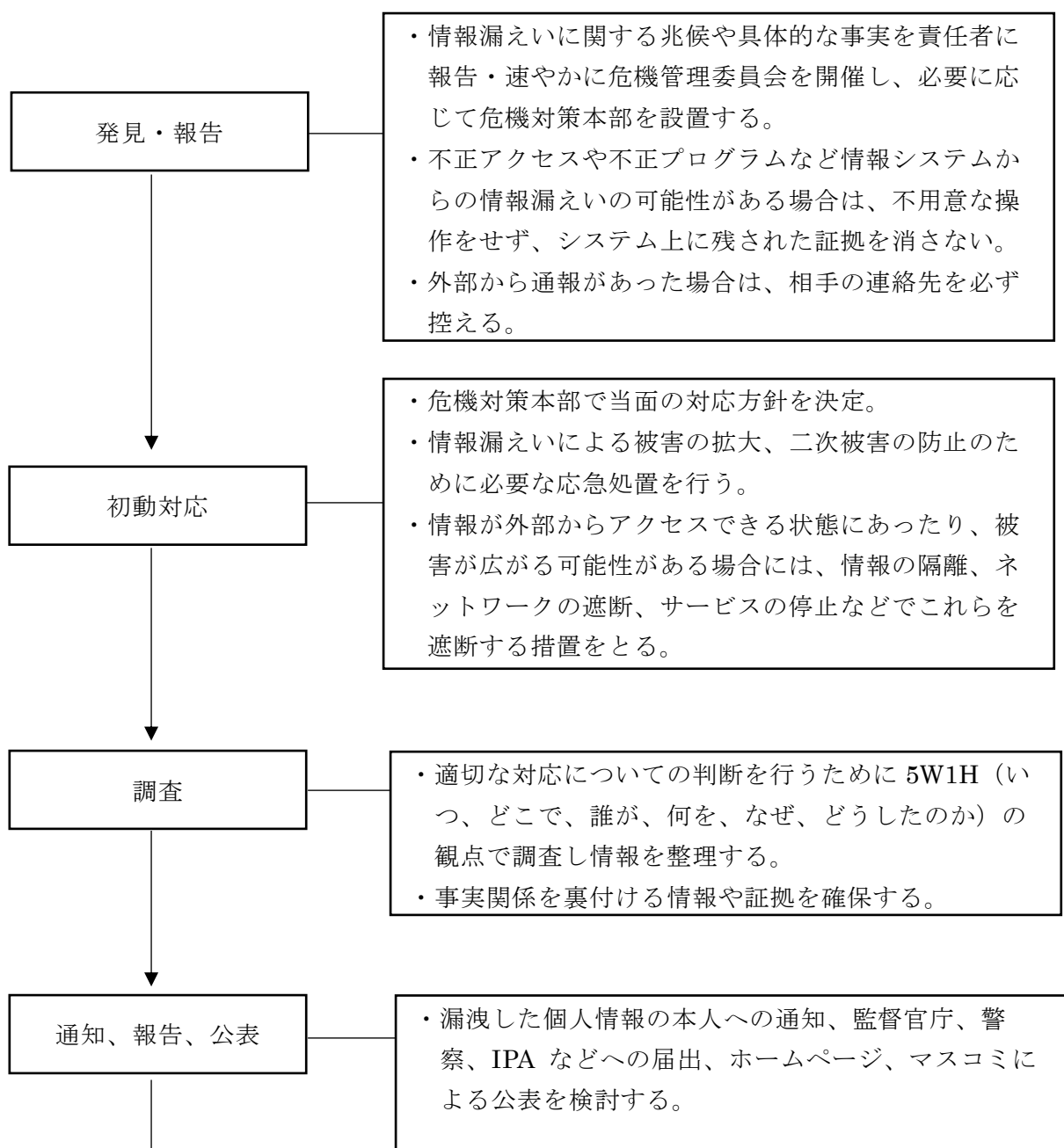
4) チームワークの原則

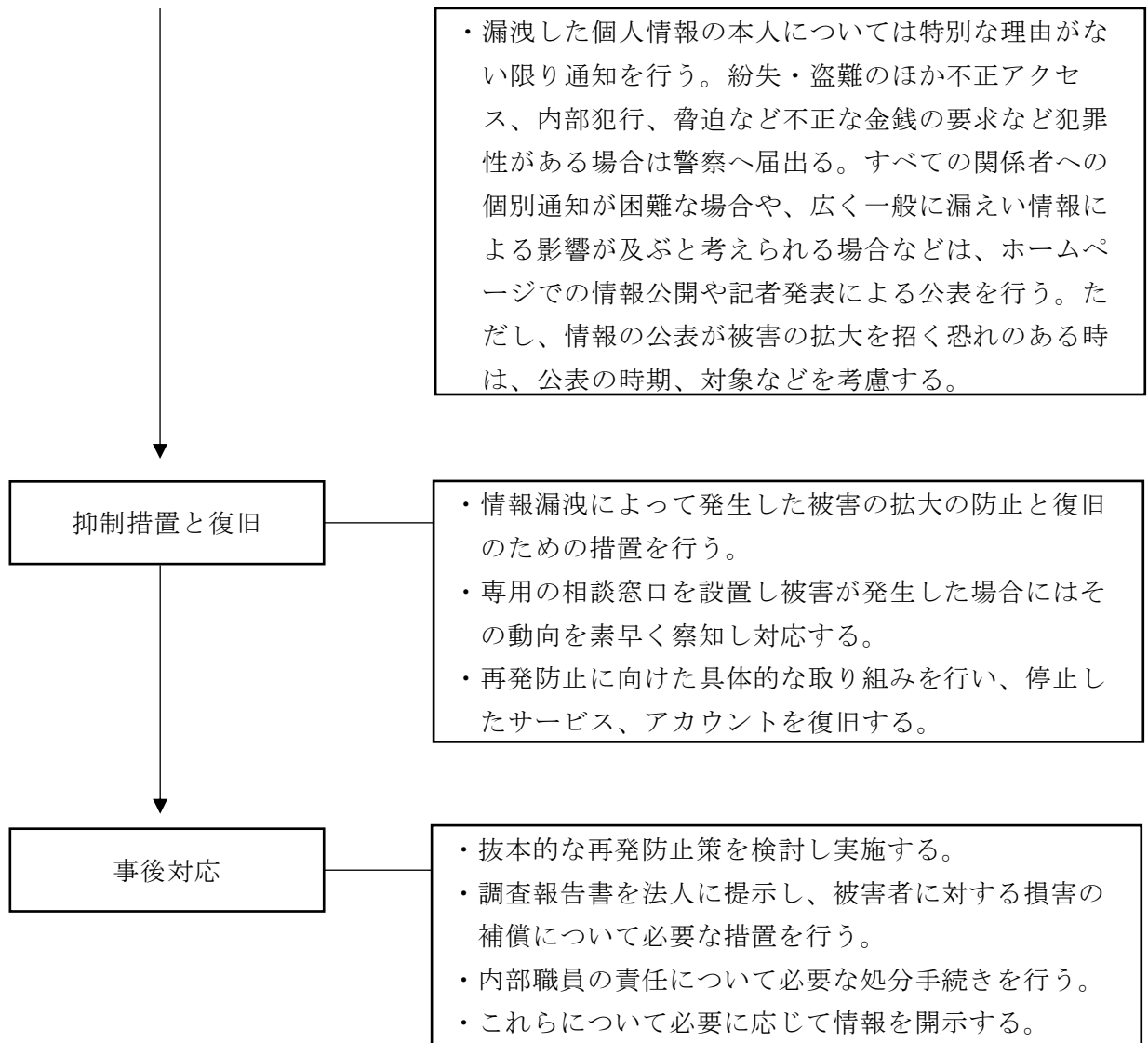
情報漏えい対応では、精神的負担、経営、広報、技術、法律など様々な要素を考慮する必要があるため、組織として対応していく。

5) 備えあれば憂いなしの原則

情報漏えいなど事故が発生した時のことを想定し、あらかじめ緊急時の体制や連絡要領などを準備しておく。

5. 情報漏えい対応の基本ステップ





Ⅲ. 教育研究活動及び学生生活に関わる事件・事故の事例

事例 1. 授業中の事故（薬学部実習）

薬学部の実習で、担当教授が水素を発生させ、マッチで引火し小さな爆発により水素の存在を確認する演示実験を行った。その後、班別の学生実験で、B班では反応が遅かったので、Cさんがフラスコを振り、水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火したとき、フラスコが破裂した。飛び散ったガラス片により、数人が負傷した。

1. 危機発生時の対応

1) 救急（応急）措置

- (1) 授業担当教員は、学生の負傷の有無を確認し、負傷した学生の応急処置を行う。
- (2) 授業担当教員は、周囲にいる者（教職員・学生）に学生部長、学事部への連絡及び他の教職員への応援を依頼する。学生部長は学部長へ、学部長は学長へ報告する。
- (3) 学生課職員は負傷の程度により救急車（119）の出動を要請する。
- (4) 授業担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、避難の指示を出す。
- (5) 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、積極的に実施する。
- (6) 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- (7) 授業担当教員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- (8) 授業担当教員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。

2) 状況把握

- (1) 授業担当教員は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品などを報告する。
- (2) 医師から負傷の状況、診断、治療内容などを聞き、学部長へ報告する。
- (3) 学部長の指示のもと、負傷した学生に職員を付き添わせるなどの対応をするほか、負傷の状況により学生部長あるいは他の教職員を病院に派遣する。
- (4) 他の学生に状況を説明し、心の動揺を抑える。
- (5) 教室や器具の被害の状況を確認する。

3) 関係機関との連携

学部長は次の対応を指示する。

消防（119番）	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病院	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察（110番）	学長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保護者	負傷した学生の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

学生の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。

関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、窓口は危機対策本部長（学長）に一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

危機対策本部長（学長）は、関係者に命じ事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通認識を図る。

2) 支援・援助

学部長と関係教員は負傷した学生を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、「学生教育研究災害傷害保険」の手続きを助言する。

事故に遭遇した他の学生に対して、事故の経過を説明し混乱を招かないよう配慮する。

3) 心のケア

負傷した学生及び周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、カウンセラーの専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

4) 再発防止

教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

3. 危機の予防対策

1) 学生がゆとりをもって実験・観察に取り組めるように無理のない指導計画を立てる。

2) 予備実験を行い、安全性を確かめる。

3) 学生に実験の基本操作や器具の正しい使い方などを指導するとともに、教員の注意事項を聞き取ることができるような指導を行う。

4) 実習中は、適切な机間（きかん）指導を行う。

5) 実習に際しては、必ず白衣を着用させる。

6) 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解するとともに、対処法を掲示する。

関係法令

民法 第 709 条（不法行為）、第 715 条（使用者等の責任）

事例 2. クラブ活動中の事故

陸上競技部の男子学生が、長距離練習として 3000 メートルのタイムトライアルを行っていた際、1800 メートルほどを走ったところで急に胸を抱えうずくまるように倒れた。すぐにクラブ顧問（関係教職員）が駆けつけたが、意識を喪失しており、呼吸も脈拍もなかった。

1. 危機発生時の対応

1) 救急（応急）措置

- (1) クラブ顧問（関係教職員）は、学生の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、負傷した学生への応急処置を行う。
- (2) クラブ顧問（関係教職員）は、周囲にいる者（教職員・学生）に救急車（119 番）の出動要請と医師及び自動体外式除細動器（AED）の依頼をする。
- (3) クラブ顧問（関係教職員）は、心肺蘇生法などの手当が必要と認められる場合は、直ちに開始する。
- (4) 医師あるいは救急隊が駆け付けた場合は、負傷した学生の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに学事部に事故の概要を報告する。
- (5) 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- (6) クラブ顧問（関係教職員）は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- (7) クラブ顧問（関係教職員）は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。

2) 事故の状況把握

- (1) クラブ顧問（関係教職員）は、医師に事故発生時の状況などを報告する。
- (2) 医師から負傷の状況、診断、治療内容などを聞き学生部長に報告する。学生部長は学部長に報告する。学部長は学長に報告する。
- (3) 学部長の指示のもと、負傷した学生に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により、学生部長又は他の教職員を病院に派遣する。
- (4) 他の学生の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

3) 関係機関との連携

学部長は次の対応を指示する。

消防（119 番）	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病院	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察（110 番）	学長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保護者	負傷した学生の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

学生の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容などを聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。

関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、窓口は危機対策本部長（学長）に一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

危機対策本部長（学長）は、関係者に命じ事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通認識を図る。

2) 支援・援助

学部長と関係教員は負傷した学生を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し「学生教育研究災害傷害保険」の手続きを助言する。

事故に遭遇した他の学生に対して、事故の経過を説明し混乱を招かないよう配慮する。

3) 心のケア

負傷した学生及び周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、カウンセラーや専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

4) 再発防止

教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

3. 危機の予防対策

1) 学生の健康状態の把握に努め、無理のない活動計画を立てる。

2) 学生が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。

3) クラブ顧問が、活動の場につけない場合の練習については、練習の内容を考慮するとともに、事故発生時の対応などを学生に周知する。

4) 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

5) 心肺蘇生法とAED使用の訓練などにより、応急手当について教職員が実践できるようにする。

関係法令

民法第 709 条（不法行為の一般的要件・効果）、第 714 条（責任無能力者の監督義務者等の責任）第 715 条（使用者の責任）、第 722 条（損害賠償の方法及び過失相殺）

事例3. 暴力事件（対教授）

有機化学の授業時間に、携帯メールを送っていた学生に対して、D教授がやめるよう注意をした。学生が反抗的な態度をとったため、D教授が携帯電話を取り上げた。逆上した学生はD教授を足蹴りにしたが、その際にD教授が負傷した。さらに危害を加えようとしたため、クラスの男子学生がC男を取り押さえ、女子学生が事務局に助けを求めてきた。

1. 危機発生時の対応

1) 救急（応急）措置

- (1) 負傷した教員、加害学生及び周囲の学生への対応のため、複数の教職員で教室に向かうとともに、学生部長へ連絡する。
- (2) 負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷した教員の応急措置を行う。負傷の程度により救急車（119番）の出動を要請する。
- (3) 教職員は速やかに負傷した教員の家族に事故の概要を連絡する。
- (4) 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当が必要と認められる場合は、的確に実施する。
- (5) 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- (6) 教職員は、救急隊員に事件発生時の状況や応急措置の状況などを説明する。
- (7) 教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。

2) 事件の状況把握

- (1) 教職員は、医師に事件発生時の状況などを報告する。
- (2) クラス担任が学生の状況を把握し、学生の動揺を抑える。特に心的傷害を受けている学生に対しては落ち着かせるなどの処置を行う。
- (3) 医師から負傷の状況、診断、治療内容などを聞き学部長に報告する。学部長は学長に報告する。学長は必要に応じて危機対策本部を設置する。
- (4) 学部長の指示のもと、負傷した教員に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により他の教職員を病院に派遣する。
- (5) 危機対策本部は、事件の概要を全教職員で共有し、学生や保護者への対応、記録などについて役割分担や対応方針を決定し、組織的に行動する。

3) 関係機関との連携

学部長は次の対応を指示する。

消防（119番）	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病院	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察（110番）	学長は、状況に応じて事件が発生したことを連絡する。
家族（被害者）	負傷した教員の家族へ連絡する。事件への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

学生の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、学長は、関係者に命じ正確な事実関係を早急に把握し記録する。

関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、窓口は危機対策本部長(学長)に一本化し、渉外・メディア対応班(歯学部長)が対応する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

学長は、関係者に指示し、事件に関わる情報を整理・記録するとともに、事件の原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全教職員の共通認識を図る。

2) 支援・援助

学部長は、加害学生の保護者と面談し、被害を受けた教員を交えて事件の説明と双方の話し合いの場を設定する。

父兄会との連携を図り、緊急父兄会の開催により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。

3) 心のケア

事件により周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、カウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

4) 再発防止

授業や休憩時間における学生の日常の言動や友人関係について、様々な場面で得られた情報を教職員間で共有し、多角的に学生をとらえるようにする。

3. 危機の予防対策

1) 教育相談の充実

学生生活や勉学のことなど、どの学生も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人ひとりの学生に教員が積極的に声をかけ、不安や悩みがうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談に乗ることを日頃から折りに触れ学生に伝える。

2) 保護者との連携

学生の様子で気になることがあれば、すぐにクラス担任に相談できるよう、日頃から保護者との協力関係を築いておく。

3) 関係機関との連携

カウンセラーや相談機関から学生理解についての助言を得たり、日頃から相談できる関係づくりをする。

4) 学内研修等の実施

学内研修などを通じて、事例研究や最新の実態を認識し、暴力事件が発生した際の教職員の対応力を高めておく。

関係法令等 ・民法 第 709 条（不法行為）

事例4. 暴力事件（学生間）

昼食時間、日頃から折り合いの悪い B 男と C 雄が口論となり、感情的になった B 男は突然、C 雄の顔面を殴打した。C 雄は横転し、その直後、意識を失った。女子学生が教授室に助けを求めてきた。

1. 危機発生時の対応

1) 救急（応急）措置

- (1) 教授は学生部長、学事部へ連絡するとともに、負傷した学生、加害学生及び周囲の学生への対応のため、複数の教職員で教室に向かう。
- (2) 負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷した学生の応急措置を行い、必要に応じて救急車（119 番）の出動を要請する。
- (3) 保護者に事故の概要を速やかに報告する。
- (4) 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- (5) 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- (6) 教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- (7) 教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。

2) 事件の状況把握

- (1) 教職員は、医師に事件発生時の状況などを報告する。
- (2) クラス担任が学生の状況を把握し、学生の動揺を抑える。特に心的傷害を受けている学生に対しては落ち着かせるなどの処置を行う。
- (3) 医師から負傷の状況、診断、治療内容などを聞き、学部長へ報告する。
- (4) 学部長の指示のもと、負傷した学生に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により他の教職員を病院に派遣する。
- (5) 危機対策本部は、事件の概要を全教職員で共有し、他の学生や保護者への対応、記録などについて役割分担や対応方針を決定し、組織的に行動する。

3) 関係機関との連携

学部長は次の対応を指示する。

消防（119 番）	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病院	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察（110 番）	学長は、状況に応じて事件が発生したことを連絡する。
保護者（被害者）	負傷した学生の保護者へ連絡する。事件への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

学生の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、学長は、関係者に指示し、正確な事実関係を早急に把握し記録する。

関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、窓口は危機対策本部長（学長）に一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

学長は、関係者に指示し、事件に関わる情報を整理・記録するとともに、事件の原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全職員の共通認識を図る。

2) 支援・援助

学部長は、被害者と加害者と面談し、また、双方の保護者を交えて事件の説明と話し合いの場を設定する。被害者の見舞いには、学部長、関係教員、加害学生及びその保護者を同行し対応する。

3) 心のケア

事件により周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、カウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

4) 再発防止

授業や休憩時間における学生の日常の言動や友人関係について、様々な場面で得られた情報を教職員間で共有し、多角的に学生をとらえるようにする。

3. 危機の予防対策

1) 教育相談の充実

学生生活や家庭のことなど、どの学生も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人ひとりの学生に教員が積極的に声をかけ、不安や悩みがうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。

自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談に乗ることを日頃から折りに触れ学生に伝える。

2) 保護者との連携

学生の様子で気になることがあれば、すぐにクラス担任に相談できるよう、日頃から保護者との協力関係を築いておく。

3) 関係機関との連携

カウンセラーや相談機関から学生理解についての助言を得たり、日頃から相談できる関係づくりをする。

4) 学内研修等の実施

学内研修などを通じて、事例研究や最新の実態を認識し、暴力事件が発生した際の教職員の対応力を高めておく。

関係法令等

- ・民法第 714 条第 2 項（責任無能力者の監督義務者等の責任）
- ・日本体育・大学健康センター法施行令第 7 条（大学の管理下における災害の範囲）

事例5. 教育活動妨害

学生Aは、日頃から教授の指導を受け入れず、暴言、授業妨害、教室を抜け出す等をくり返している。教授はその都度、その学生の対応に追われ、授業の進度に遅れが目立ち始めた。学生から、何とかしてほしいという電話が学部長のもとにあった。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

- (1) 学部長は、関係教職員から情報を収集し、今までの経過や、原因・背景を分析する。その後、今後の対応方針について関係教職員と協議する。
- (2) 他の学生への影響が大きい場合には、出席停止も視野に入れながら対応を検討する。

2) 緊急（応急）措置

(1) クラス担任及び教科目担当教員への支援体制

- ① 全教員による指導：学生が教科目により授業態度を変えないよう、全教員がどの教科目でも共通して守るべき事項などを確認・共通理解し、授業に取り組む。
- ② 学年主任及び該当教科目担当教員のみが負担を感じる場合があるので、常に全教員で指導する体制の確立と確認する場を設ける。

(2) 授業形態の工夫

- ① 少人数クラスの指導方法や指導形態の工夫・改善に努める。

3) 保護者への対応

- (1) 問題行動を起こす学生の保護者と話し合いの場をもち、本人の行動の事実を伝える。
- (2) 大学の指導方針を説明し協力を依頼する。更に、保護者の悩みや不安等を共感的に聞き、共に学生の健全育成について考えていく態度で接し、保護者と大学の信頼関係の構築に努める。

4) 学生への対応

- (1) 問題行動を起こす学生には、行為の背景に不満や悩みなどがある場合、共感的に対応しながら、解決に向けて共に考える。
- (2) 担任との信頼関係が不十分な場合は他の教員が対応し、担任との信頼関係づくりを行う。なお、学生一人ひとりと向き合う機会を数多く持つ。

5) 学年全体の指導

- (1) 学年づくりに力を入れ、問題を起こす学生もクラスの一員であるという連帯感を持たせる。

2. 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- 1) これまでの経過や原因・背景等について、情報を集め、学部長は関係者に指示し、正確な事実関係を早急に把握するとともに、正確に記録を取る。
- 2) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合、窓口は危機対策本部長（学長）に一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

3) 学生の懲戒を行う場合について

(1) 上記の対応をとっても学生に改善が見られない場合には、懲戒の措置をとることができる（学則第 42 条）。当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

(2) 懲戒は訓告・停学及び退学である。

(3) 退学は以下の各号に該当する場合である。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③ 正当の理由がなく出席が常でない者

④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した場合

4) 決定に際しては、当該学生の弁明の機会を持つなど、十分な配慮が必要である。

5) 出席停止の措置がとられた場合、その期間における学生の学修に対する支援その他の教育上必要な措置を講じる必要があるので、学部長は、学修課題の準備、添削など学修面と心のケアの両面において学生を支援する措置を講じなければならない。

3. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

調査の記録をもとに発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

2) 支援・援助

(1) 大学は、学部長、学生部長及び学年主任と学生の保護者を交えた話し合いの場を設け、事件発生の原因や問題点を明らかにするとともに、状況改善のための方策を話し合う。

(2) 学部長は、教職員が学生の指導について、いつでも、何でも、気軽に相談できる体制を整える。

3) 心のケア

(1) 事件により周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、カウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

(2) 担任には、学部長あるいは同僚からの声かけなどにより心のケアを図る。

4) 再発防止

(1) クラスにおける学生の動揺を鎮める。

(2) 学年主任は、保護者の協力のもとに、学生一人ひとりと向き合う機会を数多く設けながら、学生との信頼関係づくりに努める。

4. 危機の予防対策

1) 早期の実態把握と早期対応に努める。

日頃から学生の気持や行動を把握し、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。また、事態が進行する前に、学年内はもちろん学部長にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。

2) 学生の実態を踏まえた魅力あるクラスづくりに努める。

3) 少人数クラス等の指導方法や指導形態の工夫・改善に努める。

4) 情報交換と共通理解に努める。

学生部委員会・学年会議などを随時行い、学生指導を巡る問題について日頃から学部・学年全体で取り組む。また、学生が悩みを何でも相談できる雰囲気大切に、学年主任及びクラス担任が一人で問題を抱え込まないようにする。

5) 保護者との連携に努める。

学生部委員会を積極的に開催し、年度始めには学年の指導方針を決定し、保護者に知らせる。また、学生の変化や問題行動についてタイミングを失ないように保護者に伝える。

事例6. 自殺（予告）

ある日、A教授の教授室にかかってきた電話にA教授がでると、本学の学生と思われる女性が「生きていてもつまらない。明日の朝までに死のうと思う。」と言ったきり電話が切れた。A教授はすぐに学部長に報告し、対応を相談した。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

学部長は、学長に速やかに状況を報告する。学長は、関係教職員による情報の収集外部との連絡、他の職員への連絡など、基本的な対応を決定する。その後、教職員を招集し、指示伝達を行う。

2) 情報の収集

自殺予告をした学生を保護するため、学生間の情報交換から予告した学生の特定作業を進め、情報収集に努める。状況に応じて警察の協力を得て情報を収集する。

3) 緊急（応急）措置

収集した情報をもとに該当する学生を特定し保護する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

調査をもとに自殺予告の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の自殺防止について、教職員の共通理解を図る。

2) 支援・援助

(1) 学生が特定された場合

- ①本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- ②カウンセラーと相談しながら対応する。
- ③学生が軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
- ④学生全体に指導する際、当該学生の人権やプライバシーに十分配慮する。

(2) 学生が特定されない場合

- ①日頃の言動から気になる学生から悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- ②自殺防止に向けて学生や保護者に対して次の取組を行う。
 - ・緊急の全体集会で、学生に「命の大切さ」「教員や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
 - ・学生主催の集会で、緊急アピールをする。
 - ・クラス担任と学生との話し合いの場を設け、学生の思いを汲み上げる。

3) 関係機関との連携

- (1) 学長は、警察署（110番）に連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようする。

(2) 自殺予告者は、カウンセラーに電話する場合がありますので、連絡網の整備と連携を図る。

4) 再発防止

授業や休憩時間における学生の日常の言動や友人関係について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に学生をとらえるようにする。

3. 危機の予防対策

1) 校内体制の確立

(1) 関係機関と連携して SD 研修を行い、教職員の認識を高める取り組み、悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換などによる早期発見に向けた取り組みを充実する。

(2) 「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、教職員と学生及び学生相互の共感的な人間関係づくりに努める。

2) 教育相談の充実

(1) 定期的な教育相談や、教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、学生一人ひとりと話し合う機会を多く持つ。

(2) 個人面接や集団面接など、面接方法も工夫する。

3) 保護者との連携

保護者や地域の人々から学生の様子で、気になることがあれば、すぐに情報（例：登下校の様子等）が得られるような体制を確立する。

4) 相談機関との連携

地域の電話相談へ連絡が入る場合もあるので、各相談機関と自殺予告の電話を受けた際の大学への連絡などについて、あらかじめ協議しておく。

〈参考 Q&A〉

Q 自殺予告電話を受けた場合に、対応する上での留意点は何か。

A 緊急かつ重大な訴えと受けとめ、落ち着いて真剣に対応することが大切である。電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は記録を取る。「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聴く。時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動などについての情報を得ることに努める。叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問をしない。話題をそらさせない。相手を支える関係づくりに努め、自分を支えてくれる身近な人の存在に気づかせる。こちらがいつも窓口を広げていることを伝え、相談しやすい関係づくりに配慮する。

Q 試験などの大学行事の中止を求められた場合には、どのように対応すればよいか。

A 行事の実施・延期・中止などについては、学長が総合的に判断する必要がある。判断に当たっては、先入観を持たず、確認や指導の対策の状況、学生や保護者の意識の状態、判断後の対策の見通し、教職員の意見などを考慮し、細心の配慮をす

事例 7. 研修旅行時の事件・事故

3年生は、学生部長を団長として、3泊4日の日程で東京方面に研修旅行に出かけた。3日目の夕方、東京ドームから都内の宿舎にバス3台で移動中、交差点で急に右折してきたトラックと先頭のバスが衝突し、車内の学生は、衝撃で座席に体をぶついたり、窓ガラスの破片で手足を切るなど負傷した。3名は救急車で病院に運ばれ、7名は軽傷

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

教職員は、負傷者の数や状況を把握し、学生が混乱しないよう落ち着かせる。

2) 救急救命措置

- (1) 救急車が到着するまで、教職員は、負傷者に応急処置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。
- (2) 救急車が負傷者を病院に搬送する際は、教職員（複数）も同行し、負傷者の状況などについて学部長と連絡を取る。
- (3) 教職員は、他の負傷者の応急処置を行うとともに、精神的に動揺している学生に声をかけるなど不安を取り除くことに努める。
- (4) 他の学生を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応などについて説明し、学生の動揺を抑えることに努める。また、事故現場の教員との連絡体制を整える。
- (5) 学部長に事故の発生状況等について連絡を行う。

3) 関係機関との連携

学部長は次の対応を指示する。

消 防 (119 番)	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。
病 院	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警 察 (110 番)	学長は事故が発生したことを連絡する。
保 護 者	負傷した学生の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- (1) 負傷者の搬送先や状況など、収集した情報は逐次、学部長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し記録する。
- (2) 研修先で関係機関や報道機関など、外部へ情報を提供する場合は、引率責任者（学生部長）に窓口を一本化し、学部長の指示のもとに対応する。

5) 大学の対応

- (1) 連絡を受けた学部長は学長に報告し、関係機関に対する対応窓口は危機管理委員長（学長）に一本化する。学長は学事部職員に指示し、負傷した学生の家庭に事故の状況等（事実のみ、見込みの話しは混乱のもと）を連絡する。
- (2) 学長は必要に応じて危機対策本部を設置し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣の必要性などについて協議する。

6) その他

宿泊先に戻った教職員は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更などについて協議する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図り、経緯、対処等について詳細に記録する。

2) 支援・援助

- (1) 事故原因の所在の如何にかかわらず、大学管理下の事故であることから、学生や保護者に対して誠意のある対応を行う。
- (2) 父兄会の緊急役員会や学年集会の開催及び家庭への通知などにより正確な情報を提供し、事故後の対処等について理解と協力を求める。
- (3) 負傷による入院で現地に残された学生がいる場合、学部長は他の教職員を派遣し学生の見舞いや現地での事後処理にあたる。
- (4) 事故車に同乗していた学生については、後遺症の疑いがあることから、事後の観察を十分に行い、必要に応じて病院で診察を受けるよう指導する。

3) 心のケア

- (1) 負傷した学生及び周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、カウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- (2) 当該学年の学生だけではなく、他の学生に対しても事故の概要について説明し、学生間のトラブルにならないよう配慮する。

4) 再発防止

- (1) 事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- (2) 研修旅行計画の内容について、安全指導と安全管理の徹底を図る。

3. 危機の予防対策

- 1) 研修旅行中に想定される危険・事故について、全教職員で再度確認を行い、学生に対して十分な指導を行う。
- 2) 緊急時における対応を再度確認する。

関係法令等

- ・自動車損害賠償保障法 第3条（自動車損害賠償責任）
- ・日本体育・大学健康センター法施行令 第7条（大学の管理下における災害の範囲）

事例 8. 不審者の侵入（凶器携帯）

学内巡回中の教員が包丁を携帯した不審者を廊下で発見した。学生及び教職員への危険が想定される。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握・緊急措置

- (1) 学長は、全ての教職員に直ちに情報を伝達する。
- (2) 学生の安全を第一に考え、注意喚起、避難誘導を行う。
- (3) 万一、職員等が負傷した場合は応急手当の処置を行う。

2) 学生の安全確保

- (1) 不審者の状況に応じて、教職員が大声を出すなどして、周辺に危険を知らせるとともに、危険のない方向に学生を誘導する。
- (2) 状況によっては、自動火災報知器を使用し周辺に危険を知らせる。

注1. 人命に差し迫った危険が及んでいる場合において、自動火災報知器を使用することは、消防法が禁ずる「みだり」に使用する場合には該当しない旨、消防庁から通知されている（平成13年6月21日付け消防庁予防課長通知）。ただし、自動火災報知器を使用した後は、火災でない旨、消防機関に連絡すること。

- (3) 教職員が学長に情報を伝達する際は、学生と不審者だけにならないよう、教職員が連携し行動する。
- (4) 刃物などの凶器を持った不審者と対応する場合は、学生と教職員の身を守るため、ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して防御し、応援が到着するまでの時間を確保する。
- (5) 学生の避難場所を複数（薬用植物園・テニスコート）設定し、学長・学部長の指示のいとまがない場合でも、予め定める手順に従い、教職員の判断により避難誘導の対応をする。
- (6) 万一の場合に備えて、応急手当の体制を整える。
- (7) 危険の回避後は、教職員が連携して学生の精神的な動揺を鎮めるよう努める。

3) 学長・学部長への情報伝達

- (1) 事件発生状況を学長・学部長に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。
- (2) 情報の内容に応じ、全教職員に一斉に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用などによる伝達を行う。

4) 関係機関との連携

警 察（110番）	警察に速やかに出動を要請する。緊急時に警察に連絡する場合は110番通報を行うこと。
消 防（119番）	負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行う。救急車が到着するまでの間、意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には隊員の指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。

保 護 者	負傷した学生の保護者へ連絡する。事件への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込の話は混乱のもと）を伝える。
-------	---

5) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- (1) 全ての情報を学長に一元化し、学長の指示のもとで対応する。
- (2) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

教職員からの状況を確認し、事件調査の記録を作成し、事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

2) 支援・援助

事件に遭遇した他の学生に対して、事件の経過を説明し混乱を招かないよう配慮する。学部長と関係教員は負傷した学生を見舞うとともに、保護者に事件の経緯を説明し、「学生教育研究災害傷害保険」の手続きを助言する。

3) 心のケア

カウンセラーに依頼して、学生や保護者の心のケアを行う。

4) 大学教育の再開

大学教育再開に向けた支援を行う。

5) 再発防止

事件の状況、その後の対応を検証し、防止対策や安全点検を見直し、再発防止に取り組む。

6) 報告

事後措置の状況を文部科学省へ報告する。

3. 危機の予防対策

校内の出入りに警備員を配置し、不審者の侵入を防止する。また、定時的に校内を見回り警護するとともに、校内に監視カメラを設置し、侵入しにくい環境を整備する。

事例9. 万引き

学生Bは、CデパートのCDコーナーでCD2枚を万引きし、店員に見つかり、警察に通報された。警察から、大学に学生の身元確認の照会があった。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握・緊急（応急）措置

- (1) 学部長などの関係教員に報告する。学部長は学長に報告する。
- (2) 学部長は、指示系統を明確化し、関係教員に今後の指導方針を決定するよう指示を出すとともに、学生を引き取るため学生部長を警察署に出向かせ、保護者と連絡を取るよう指示する。
- (3) 学生が大学に到着後、事情を聞き取り、事実確認を行う。
- (4) 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。
- (5) 本人への指導並びに保護者との面談を行う。
- (6) 全教職員に対して事実、指導経過について報告し、今後の指導方針について確認する。

2) 関係機関との連携

警察との連携が必要な場合は、学長・学部長の指示のもと、学生部長が中心になって行う。

3) 情報の収集と一元化

- (1) 警察や関係者から情報を収集のうえ、事件の経緯を正確に把握し、記録する。
- (2) 関係機関や報道機関等外部への情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

4) 対応における配慮事項

- (1) 万引きは犯罪なのだという重大性を学生に自覚させる。
- (2) 発覚した件以外に余罪がないか確認する。もし、他にもある場合には、すべて話させる。
- (3) 店に対して謝罪を行うよう指導する。
- (4) 再発防止のためにも、学生・保護者とも納得するまで指導する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

事件調査の記録を基に事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

2) 心のケア

- (1) 必要に応じて、関係学生の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。
- (2) クラス担任は、声かけなどにより学生の心のケアを図る。

3) 再発防止

- (1) 本人に行為の重大性を認識させ、謝罪の方法について共に考えながら指導する。

(2) 行為に至った背景等については、共感的に聞き取る。

3. 危機の予防対策

1) 早期の実態把握と早期対応に努める。

万引きは心が不安定な時期に起こることが多い。日頃から学生の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。

2) 学生の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努め、大学生活の充実を図る。

3) 学生部委員会、学年会議等を定期的に行い、学生についての情報交換を行うほか、日常的にも学生の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。また、教職員間においても悩みを何でも相談できる体制とし、一人で問題を抱え込まないような体制づくりをする。

4) 保護者と大学との連絡を密にし、学生の変化や問題行動についてタイミングを失しないように保護者に伝える。また、家庭からも学生の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。

5) 警察との連携は、非行問題の解決の時だけではなく、日常から情報交換を行い、青少年健全育成のための話し合いの場を持つ。

6) 奥羽大学報などを活用し、規範意識についての啓蒙を図る。

7) 善悪の判断が確実に行えるように道徳やその他の教育活動を通して指導する。

事例 10. 下校途中の交通事故

3年生の学生が下校途中に、自宅近くの道路を横断中、乗用車にはねられて頭部を強く打ち、頭部からの出血が見られ、意識不明となった。

事故を目撃した人が大学へ通報したため、交通事故の発生を知り、事故該当学生の学年・氏名なども判明した。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

(1) 交通事故の通報を受けた教職員は、速やかに学生部長に報告する。学生部長は学部長に、学部長は学長に報告する。

(2) 学部長は、教職員を2名以上、現場に派遣する。

2) 救急（応急）措置

(1) 救急車、警察車両（パトカー）が到着していない場合は、消防署、警察署に連絡の有無を確認する。

(2) 本学学生であることを確認のうえ二次災害を防ぐための安全な状況を確認する。

(3) 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。

(4) 教職員1名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に赴く。

(5) 教職員1名は現場に残り、事故の経緯について情報収集するとともに、警察官の現場検証に立ち会う。

(6) 保護者が病院に到着していない場合（保護者への連絡が未了）、保護者へ事故発生の実情を知らせ、搬送先の病院へ向かうように伝える。

3) 関係機関との連携

学部長は次の対応を指示する。

消 防 (119 番)	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病 院	負傷者の治療のため、状況説明を行う。
警 察 (110 番)	学部長は、事故の発生状況などについて情報収集を行う。
保 護 者	負傷した学生の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

(1) 学生の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。

(2) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

学長は、関係者に指示し、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故の原因や問題点を調査・究明する。(学生は事故届を歯学部は学事部学生課、薬学部は学事部学事課に提出する)

2) 支援・援助

学部長の指示に従い学生部長が速やかに見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明する。また、保護者から大学に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

3) 心のケア

事故を目撃した学生や事故の発生によりショックを受けている学生がいる場合は、カウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

3. 危機の予防対策

1) 全教職員が交通事故の再発防止に向け、共通理解のもとに取り組む体制を整える。

2) 学生に対する交通安全指導については、道路横断時の安全確認など、通学上の危険要因を具体的に取り上げ指導する。

3) 心肺蘇生法とAED使用の訓練などにより、応急手当について教職員が実践できるようにする。

関係法令等

・交通安全対策基本法第24条(交通安全業務計画)

事例 1 1. 盗難（学生の起因）

体育の授業中、無人になった教室で、教室内に置いていた学生 A 子の鞆の中に入れていた財布から、現金 20,000 円が抜き取られる事件が発生した。今年になってから同様の事件が頻発しているが、外部から侵入した形跡はない。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

- (1) どのような状況で現金の盗難が発生したのか関係学生から盗難届を提出させ、情報を集めるほか、他クラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
- (2) 広く学生に情報提供を求めるなど情報を収集する。
- (3) 各教室の巡回など、これまでの管理状況を確認する。
- (4) 被害学生に対する「いじめ」など、盗難の背景について分析する。
- (5) 当該学生の人権やプライバシーを配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫感を与えないように配慮する。
- (6) 情報を得て、盗難実行者を特定する場合は、その学生への指導機会を得るために行うことを全教職員で共通理解する。

2) 緊急（応急）措置

- (1) 早急に、事件の概要について教職員で共通理解を図り、盗難時の状況を確認する。
- (2) 警察に被害届けを提出するかどうかは被害学生の意味による。

3) 関係機関との連携

悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。

4) 情報の一元化（報道機関への対応）

- (1) 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- (2) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

- (1) 事件調査の記録をもとに事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。
- (2) 盗みを行った学生が明らかになった場合には、盗難事件の事実のみならず、その交友関係や家庭環境など、その背景についても把握するように努める。

2) 支援・援助

盗難事件に関わった学生の間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。

3) 心のケア等

(1) 被害学生には、共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。

(2) 盗難実行者を特定した場合

①本人の行為の重大性を認識させ、謝罪について共に考えながら指導する。

②叱責や処罰のみに終わることなく行為に至った背景について共感的に聞き取り、共に考えながら指導する。

4) 学生全体の指導

被害の程度により、学生全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、学生相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

5) 再発防止

(1) 盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する大学側の断固とした姿勢を示す。

(2) 貴重品の管理や不必要な金品の大学への持ち込みについて、注意の喚起を促す。

3. 危機の予防対策

1) 学生理解の充実

日頃から学生とのふれあいを通して、一人ひとりの表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

関係法令等

- ・刑法 235 条（窃盗罪について）、刑法 254 条（遺失物等横領罪について）
- ・判例（昭和 34. 10. 9 福岡地裁飯塚支部判決）
- ・「教師はかかる教育目的の通式と秩序維持のために、容疑者ないし関係者としての生徒につきその取り調べをなすことができるものと解しなければならない。」

事例 1 2. 盗難（学外からの起因）

早朝、野球部の男子学生が練習のため、部室に行くとき窓ガラスが割られ、鍵が開けられていた。野球部の顧問は、グローブ等の紛失に気づいた男子学生から連絡を受けた。外部の者による侵入と思われる。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

- (1) 連絡を受けた顧問は直ちに現場に出向き、「立入禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行い、器物損壊・盗難の状況を可能な範囲で把握し、学生部長に速やかに報告する。
- (2) 学生部長は学部長・学長に報告する。
- (3) 学長は、全教職員に事実を伝え、関係者に事件に関する情報収集するとともに、その他の被害について調査を指示する。被害を受けた学生に対しては、顧問から被害の状況等について確認する。
- (4) 学生部長は、全学生に不審者による器物損壊・盗難があった事実を伝え、学生の持ち物に被害がないか確認する。

2) 関係機関との連携

状況を警察（110 番）に通報する。警察の捜査が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、学生が負傷しないよう、ガラスを片付けたり窓をふさいだりするなどの応急措置をする。

3) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- (1) 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- (2) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

2. 危機の予防対策

1) 施錠等の管理の徹底

- (1) 教室の管理責任者は、退勤時に施錠を確実にを行う。最終退勤者は、校舎の施錠を確認する。
- (2) 夜間の警備業務を委託されている警備会社は、機械警備のセットを確実にを行うほか、巡回時刻や回数を見直しを行う。
- (3) 大学への侵入は構造上容易なので、備品や私物の保管場所に十分配慮する。

2) 学生に対する指導

盗難の被害に遭わないために、貴重品については、自己管理するよう日頃から指導する。

3) 来学者の確認

- (1) 来学者の通常出入口を限定し、来学者に対し守衛が素早く対応できるよう努める。

- (2) 来学者の入口を明示し、正門受付に立ち寄るよう指示したプレートや立て看板を設置する。また、必要に応じて立入禁止区域を明示する。
 - (3) 来学者に対し、教職員が進んで挨拶や用件の確認、必要に応じて案内するなど、日頃から来学者の状況について注意を払う。
 - (4) 教職員が名札を着用し、来学者に対し教職員であることを明示するとともに、業者、工事関係者に対しては、来学者用名札の着用を義務付ける。
- 4) 不審者の侵入により被害が続く場合
- 警察にパトロール強化を依頼するほか、被害の日時や場所のデータを分析し、傾向を把握する。

関係法令等

- ・民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

事例 13. 教育施設の爆破（予告）

授業時間中、大学事務局に男の声で「校内に爆弾を仕掛けた」との電話がかかってきた。電話を受けた職員は、突然のことで対応に苦慮したが冷静さを取り戻し、電話の相手から「爆発の時間、目的、相手の素性等」を聞き出そうとしたが、何も言わず電話を切られた。

1. 危機発生時の対応（予告の場合）

1) 初期対応

(1) 避難

- ①爆発の時間、爆発物の数、場所が不明なので、まず学生と教職員の安全確保を最優先し、速やかに校内放送により避難指示をする。
- ②避難指示を受けた教職員は、学生に対し、落ち着いて避難するよう指示し校地外の安全な場所に避難する。なお、避難にあたっては、不審物に触らないよう徹底する。
- ③学長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに非難する。

(2) 通報、報告

- ①学長は、警察（110番）に通報し、併せて必要な指示を受ける。

2) 避難後の対応

(1) 避難場所での対応

- ①教職員は避難場所に移動後、人員確認をする。（学生の名簿などを携行する。）
- ②警察官が到着するまでの間、来客、業者などが校地内に立ち入らないよう職員を配置するなどして対応する。

(2) 警察、消防など関係機関との連携

（施設設備の状況により、電力会社、ガス会社などの対応もある）

- ①警察官が到着した場合、その後の対応については警察官の指示に従う。
- ②不審者や不審物の情報がある場合は、警察官に伝達する。
- ③爆発物の捜索には校内の配置図が必要となるので、避難の際は施設台帳なそ施設設備の配置が分かる書類を携行する。

3) 情報の収集と一元化

- (1) 不審者や不審物の情報について取りまとめ、学長に報告する。
- (2) 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- (3) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。
- (4) 情報の公表については、以後の警察の捜査と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

(5) 保護者への連絡

- ①学生の避難完了後、速やかに保護者に対して学生の安全確保について連絡する。
- ②学内の安全が確認されるまでは、学生は大学の管理下において避難場所で安全を確保する。

2. 危機発生時の対応（爆発が発生した場合）

1) 爆発が発生した場合は、前記の予告に加えて次の対応をする。

(1) 状況把握

- ①救護活動の円滑な実施のため、分担して校舎内の状況を迅速に収集する。
- ②学生及び教職員の負傷の有無、負傷の程度の確認をする。
- ③施設の被害状況を把握し、非難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。

(2) 救急（応急）措置

- ①教職員による応急措置を講じ、消防署（119 番）へ通報し救急車の出動を要請する。
- ②学長の指示を受けた教職員は救急車が到着した後、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ③医療機関への搬送に当たっては、保護者に連絡をとり搬送先等の了解を得る。ただし、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ④負傷した学生等の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明をする。
- ⑤負傷した学生の保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名などを連絡する。

3. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

関係機関（警察など）の指示のもと、検証に立ち会い、捜査に協力する。

2) 心のケア

- (1) 負傷した学生及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、カウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- (2) 大学での対応が困難な場合は、専門家を依頼する。

3) 復旧及び措置要請

- (1) 施設の安全が確認されるまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- (2) 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保をする。

4) 危機の予防対策

- (1) 不審者の進入経路及び警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。
- (2) 日中においては、不審者の出入りの監視を強化するとともに、不審物の有無の確認など日常点検を徹底する。
- (3) 教室や部室の管理責任者は、退勤時に施錠を確実にを行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。
- (4) 夜間の警備業務を委託されている警備会社は、機械警備のセットを確実にを行う。
- (5) 事故の再発に備え迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

刑法第 117 条（激発物破裂）、第 130 条（住居侵入等）、第 199 条（殺人）、第 204 条（傷害）、第 222 条（脅迫）

爆発物取締罰則 ・ 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

事例 1 4. 各種スポーツ大会開催時の事件・事故

2年生のサッカー部男子が、他大学との親善試合中に、ヘディングシュートをしようとしたところ、ゴールポストに頭部が衝突し、転倒した。
一度は立ち上がってプレイしようとしたが、再び倒れて意識不明となった。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握及び応急措置

(1) 役職員の対応

- ①教職員は顔色・呼吸・脈拍などを確認し負傷者への応急処置行う。
- ②教職員・大会役員は、救急車（119番）の出動を要請し、到着するまでの間、心肺蘇生など救命処置を的確に実施し、クラブ顧問、学生の統率者、所属大学へ連絡する。
- ③教職員が負傷者を搬送する場合は、安静を保つ（体位、保温など環境の整備を考慮する）ことが重要である。
- ④救急車の進入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。

(2) 他大学クラブ顧問など大学関係者の対応

- ①教職員は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に赴く。
- ②クラブの顧問は、医師から負傷の状況、診断、治療などの把握を行い、学長への連絡を密にとる。また、速やかに、保護者へ連絡をとり、事故の発生と搬送先の病院名を知らせる。
- ③クラブ顧問は、保護者到着後も、学長の指示があるまでは、学生に付き添い続ける。

2) 関係機関との連携

学長は次の対応を指示する。

病 院	連携を図り、情報の収集に協力を要請する。
保 護 者	負傷した学生の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

3) 情報の収集と一元化

- (1) クラブ顧問は、学生の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から負傷の状況、診断、治療などを聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- (2) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

学長は、事故に関わる情報を整理し、事故の原因を調査する。

2) 支援・援助

- (1) 学生部長とクラブ顧問は、速やかに病院に駆けつけ見舞うとともに、保護者に事故の状況を説明する。
- (2) 保護者には、「学生教育研究災害傷害保険」に加入していることを説明し、手続きの支援をする。学生は、事故届を歯学部は学生課、薬学部は学事課に提出する。
- (3) 保護者から大学に協力依頼があれば、誠意をもって対応する。

3) 心のケア

事故を目撃した学生や事故の発生によりショックを受けている学生がいる場合は、カウンセラーと連携を図りながら、心のケアを行う。

3. 危機の予防対策

- 1) 事故の発生に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- 2) クラブ顧問は、スポーツ大会の際に部員名簿と学生の家庭連絡先などの資料を持参する。

関係法令等

- ・ 国家賠償法第 2 条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく責任、求償権）、第 3 条（賠償責任者）
- ・ 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）、第 714 条（責任無能力者の監督義務者等の責任） 第 715 条（使用者等の責任）、第 722 条（損害賠償の方法及び過失相殺）
- ・ 学校保健法第 2 条（学校保健安全計画）

事例 15. 授業中の火災発生

授業時間中、1階給湯室から出火し、火災が発生した。たまたま近くの廊下を歩いていた事務員が発見し、大声で「火事だ!」と周囲に知らせ、駆けつけてきた教員に事務室に連絡するよう頼んだ。

1. 危機発生時の対応

1) 初期対応

(1) 避難等

- ①火災発生時の対応は、消防計画に基づき、迅速かつ安全に行う。
- ②火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を事務局へ連絡する。
- ③火災の報告を受けた事務職員は、直ちに消防署（119番）へ通報し、校内放送等により避難指示をする。
- ④教職員が現場へ急行し、初期消火に当たる。
- ⑤窓やドアを閉め、火気の使用中的場合はガスの元栓を閉め、電気器具等の使用中にはコンセントを抜く。
- ⑥避難指示を受けた教職員は、学生に対し、落ち着いて避難するよう指示（押すな、慌てるな、騒ぐな）し、校内の安全な場所に避難誘導する。
- ⑦学長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

(2) 通報

- ①学長は、関係機関（消防（119番）、警察（110番））に通報を指示し、併せて関係機関からの必要な指示を受ける。

2) 避難後の対応

(1) 避難確認

- ①教職員は、避難場所に移動後、人員を確認する。（学生の名簿など必要なものを携行する。）
- ②負傷者の有無を確認し、応急救護をする。
- ③教職員は、学生に対して安全が確認されるまで避難場所で待機するよう指示する。

(2) 関係機関との連携

- ①消防、警察が到着した場合、その後の対応については指示に従う。

(3) 情報の収集と一元化

- ①事故の経路や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ②関係機関や報道関係など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。
- ③情報の公表については、犯罪性を伴う場合があることから、消防、警察の対応に委ねるものとする。

(4) 保護者への連絡

①学生の避難完了後（安全確認後）、学部の連絡網で速やかに保護者に連絡する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

(1) 関係機関（消防、警察）の指示のもと、検証に立ち会い、捜査に協力する。

2) 復旧

(1) 状況に応じて、危険箇所の立入禁止の措置を講ずる。

(2) 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保に努める。

3) 心のケア

(1) 学生の精神状態を的確に把握し、必要に応じてカウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

(2) 大学での対応が困難な場合は、専門家に依頼する。

4) 再発防止

(1) 関係機関（消防、警察）の指示・指導を受け、再発防止について、その対策を講ずる。

3. 危機の予防対策

1) 安全指導（教育）

(1) 大学における防災教育は、安全教育の一環として継続的に実施し、大学教育活動全般を通じて計画的に行う。

(2) 災害時に学生の安全を確保するうえで、教職員の防災教育に関する指導力、危機管理能力及び応急処置能力を高めるための学内研修を実施する。

(3) 防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するよう努める。

2) 安全管理

(1) 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設について定期点検を実施する。

(2) 大学や地域の実態に則し、火災、地震、風水害の発生に伴う具体的なマニュアルを作成する。（大学が避難場所になる場合の対応も考える。）

3) 初動対応の周知徹底

(1) 火災の発生に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

- ・ 消防法第 8 条（防火管理者）、第 17 条（消防用設備等設置義務）
- ・ 学校保健法第 2 条（学校保健安全計画）、第 3 条の 2（学校環境の安全）
- ・ 災害対策基本法第 46 条（災害予防及びその実施責任）、第 47 条（防災に関する組織の整備義務）第 48 条（防災訓練義務）

事例 16. 毒物・劇物

A 教授が出勤したところ、実習準備室の窓が少し開いていて、室内の薬品棚から、トルエン 1 瓶、メタノール 1 瓶がなくなっていた。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

- (1) 実習室の管理責任者は、薬品の数量や有無を薬品台帳により確認し、紛失・盗難の状況を学部長を通して学長に報告し、学長は速やかに全教職員に連絡する。
- (2) 現場を保存し、直ちに警察（110 番）に連絡する。

2) 救急（応急）措置

- (1) 全教職員で校舎内外の点検を実施し、薬品の早期発見に努める。
- (2) 学生へ薬品の危険性について説明し、紛失・盗難に関する情報を集める。また、念のため、学生の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、手当てを受けさせ、状況によっては救急車（119 番）を要請する。

3) 関係機関との連携

直ちに警察へ連絡する。必要に応じ、保健所に連絡する。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- (1) 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- (2) 関係機関や報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

事件の経緯の記録をもとに事件発生の原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

2) 支援、援助

教職員に対して、毒物及び劇物に関する研修を行い、薬物に関する安全意識を高める。

3) 心のケア

- (1) 生の精神状態等を的確に把握し、必要に応じて、カウンセラーに依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- (2) 大学での対応が困難な場合は、専門家に依頼する。

4) 再発防止

教職員に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

3. 危機の予防対策

- 1) 薬品を分類して施錠できる所定の場所（薬品戸棚、危険薬品庫）に保管する。保管場所には、「医薬用外毒物」または、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

- 2) 薬品を使用した教員は、必ず薬品使用記録簿に記入するよう、平素から徹底する。
- 3) 実習室の管理責任者は、薬品台帳や使用記録簿により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量の定期的な点検を行い、使用量を把握する。
- 4) 関係教職員が実習室を離れる場合は、薬品棚、準備室の施錠を徹底する。施錠に際しては、学生に任せるなど鍵を安易に教職員以外に使用させない。
- 5) 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

- 1) 毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取り扱いについて）、第 12 条（毒物又は劇物の表示について）、第 16 条の 2（事故の際の措置について）
- 2) 大学における毒物及び劇物の適正な管理について（文初高第 501 号平成 12 年 1 月 11 日）大学で指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物
- 3) 理科毒物に指定されているもの…黄燐、水銀
劇物に指定されているもの…塩酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸銅、ほか
- 4) 農業・水産
劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、硫酸銅、ほか
- 5) 工業
毒物に指定されているもの…水銀
劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、トルエン、ほか

事例 17. 学内での食中毒

学生が帰宅後、夜になって相次いで吐き気や腹痛を訴えた。翌日、新たに同様の症状で病院にかかる学生が相次ぎ、三分の一にあたる学生が欠席し、一部の学生は入院した。大学施設内で業者が食堂を運営しているが、症状の原因は食堂の食事による集団食中毒の疑いがあると考えられる。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

学長は、学生の欠席状況、出席者の異常の有無や、早退者などの状況把握を行うほか、学校医や保健所、病院の関係機関から情報を収集する。

2) 応急措置

(1) 学部長は、学生の健康状況に応じ、当日の学部運営の措置（出席停止、臨時休業）を判断する。

(2) 学長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒の予防措置をとる。

(3) 学長は、保存食、原材料の廃棄禁止、学生の嘔吐物の保存措置をとる。

3) 関係機関との連携

(1) 学長は危機対策本部を設置し、大学・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。

(2) 学長は、保健所の指示に従い、検査や調査に全面的に協力し、立ち入り検査には、担当責任者を定めて的確に対応する。

(3) 保健所との連携、情報交換に努める。

4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

(1) 学長は、職員の役割分担を明確に指示し、学生の健康状況の把握、関係機関への対応の記録の収集に努め、的確な対応を図る。

(2) 関係機関、報道機関など外部へ情報を提供する場合は、混乱を避けるため危機対策本部長（学長）に窓口を一本化し、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。

5) 保護者への連絡

(1) 保護者に連絡して状況を報告するとともに、大学の対応策を説明する。

2. 危機終息後の対応

1) 原因の究明

(1) 食中毒の発生原因については、関係機関の原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。

(2) 学長は、情報を整理し、食中毒の原因を調査して、状況報告書を作成する。

2) 支援・援助

(1) 重症となった学生に対しては、登校後もその健康状況に注意する。

(2) 学生に対して、緊急の全校集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底などの健康管理に関する指導を行う。

3) 心のケア

- (1) 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の学生に対し、カウンセリングの支援を行う。
- (2) 罹患学生がいじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

3. 危機の予防対策

- (1) 施設設備及び食材の日常検査、定期検査を食堂営業主に行わせ、衛生管理の徹底に努める。
- (2) 調理担当者への衛生管理の指導と健康状態の把握に努める。
- (3) 学生の保健指導を充実させる。
- (4) 食堂における衛生管理責任者を定め、衛生管理体制を整える。

関係法令等

- 1) 食品衛生法第 27 条（中毒の届出）
- 2) 学校保健法第 6 条（児童・生徒、学生及び幼児の健康診断）、第 12 条（出席停止）、第 13 条（臨時休業）
- 3) 文部省体育局長通知腸管出血性大腸菌感染症の学校保健上の取り組み等

事例 18. 麻疹

学生 1 名が麻疹に罹り、欠席届が学生課・学事課に提出された。

1. 危機発生時の対応

1) 状況把握

学長は、関係者に指示して、学生の欠席状況や罹患状況を把握するほか、地域内の発生・流行状況等の把握に努める。

2) 応急措置

(1) 罹患した学生には、家庭での安静、栄養、保温に努め、病院での適切な医療を受けるよう指導する。

(2) 学長は、欠席率が通常の欠席率より高くなったとき、また罹患者が急激に多くなったときは、学年、全学の状況その地域の流行状況を把握し、時期を失することなく出席停止、臨時休業（大学閉鎖）の措置を講ずる。

(3) ワクチン接種の勧奨

3) 関係機関との連携

(1) 学長は直ちに保健所へ届け出る。

(2) 保健所との連携、情報交換に努める。

4) 情報の一元化（報道機関への対応）

報道機関への対応は、危機対策本部長（学長）を窓口とし、渉外・メディア対応班（歯学部長）が対応する。

2. 危機終息後の対応

1) 学長は、関係者に指示して、保健所から伝染病に関わる情報を整理し、保健管理を行う。

3. 危機の予防対策

1) 麻疹についての保健指導を徹底する。

2) 麻疹ワクチン未接種者・麻疹未罹患者の把握及びワクチン接種の勧奨

関係法令等

1) 学校保健法第 12 条（出席停止）第 13 条（臨時休業）、第 20 条（保健所との連絡）

2) 学校保健法施行令第 5 条（出席停止の指示）、第 6 条（出席停止の報告）

3) 学校保健法施行規則第 19 条（伝染病の種類）、第 20 条（出席停止の期間の基準）、第 21 条（出席停止の報告事項）、第 22 条（伝染病予防に関する細目）

奥羽大学防災・業務継続計画

発行者 奥羽大学危機管理委員会
第 1 版 平成 31(2019)年 4 月 1 日